

平成26（2014）年版

環 境 白 書

〈環境に関する年次報告〉



広 島 県

環境白書の刊行にあたって

広島県知事 湯崎英彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海の多島美、北に雄大な中国山地を有しており、豊かな自然環境に恵まれています。

県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、「第3次広島県環境基本計画」、「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」、「第3次広島県廃棄物処理計画」及び「生物多様性広島戦略」を策定し、環境と経済の好循環を図りながら、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくりを目指して、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めているところです。

このような中、本県の環境を取巻く課題は日々変化しています。

深刻な被害をもたらした東日本大震災及び原子力発電所の事故を契機に、国のエネルギー基本計画の見直しが行われ、併せて温室効果ガスの削減目標の見直しを含む地球温暖化対策計画の策定が進められています。

また、中国で深刻な大気汚染を引き起こしたPM2.5の越境汚染などの環境問題も発生しています。

県では、このような課題に対して、適切に対応し、県民の皆さんが、広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかったと心から思える広島県を実現するために、さまざまな取組を進めていきます。

この白書では、第3次広島県環境基本計画の体系に沿って、県の環境の現状や課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

持続可能な社会の形成に向けて、あらゆる主体が考え行動することで、広島が変わります。

本書が、本県の環境についての理解を深め、考え、そして行動につなげていただくための一助となることを期待します。

平成26(2014)年9月

目次

第1部 広島県の環境政策

- 1 環境問題の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 環境政策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2部 環境の現状と県の取組

第1章 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

- 第1節 省エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第2節 再生可能エネルギーの導入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進・・ 13
- 第3節 森林吸収源対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保・・・・・・・・・・ 15

第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

- 第1節 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進・・ 18
 - 1 循環型社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 2 一般廃棄物の3Rの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 3 産業廃棄物の3Rの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 1 一般廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - 2 産業廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - 3 廃棄物不法投棄防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第3章 広島の良い「地域環境の保全」

- 第1節 良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保・・・・・・・・・・ 33
 - 1 良好な大気環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 2 健全な水循環の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - 3 騒音・振動、悪臭の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 4 県・市町・企業による環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - 5 環境汚染事案への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 第2節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全・・・・・・・・ 57
 - 1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進・・・・・・・・ 57
 - 2 土壌汚染対策の円滑な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - 1 身近な生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - 2 優れた景観等の保全と創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第4章 広島の豊かな「生物多様性の保全」

- 第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - 1 生物多様性の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 第2節 自然資源の持続可能な利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
 - 1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進・・ 75
 - 2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進・・・・・・・・ 79

第5章 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

- 第1節 エコ活動を実践する人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
 - 1 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開・・ 82
 - 2 環境情報の迅速かつ的確な発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 第2節 環境配慮の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
 - 1 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進・・ 90
 - 2 優れた景観等の保全と創造(再掲)・・・・・・・・・・・・・・ 91
 - 3 県民・事業者による環境負荷の低減・・・・・・・・・・・・・・ 92
 - 4 県自らの率先行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
 - 5 調査・研究の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 第3節 エコビジネスの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
 - 1 環境・エネルギー関連産業の育成・・・・・・・・・・・・・・ 98
 - 2 リサイクル産業の集積・育成(再掲)・・・・・・・・・・・・・・ 99

- 付1 第3次環境基本計画における目標・指標及びその進捗状況・・・・・・・・ 100
- 付2 環境関連事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 付3 県・市町の環境行政組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 環境用語索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

※本書及び「広島県環境データ集」は、県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。

(アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)

※表紙絵：平成26年度環境月間ポスター特選 小学生の部

第 1 部
広島県の環境政策

1 環境問題の推移

■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、新たな環境問題が発生してきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球規模の環境問題も生じています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシンの有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の都市部に深刻な大気汚染を引き起こしたPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」^{※1}が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法の制定・改正が行われてきました。また、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」^{※2}が制定され、平成25年4月から施行されており、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」^{※3}の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」^{※4}、「PCB廃棄物特別措置法」^{※5}が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、汚染土壌の適正処理の推進のための「土壌汚染対策法」^{※6}の改正が行われたほか、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

地球温暖化問題については、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しが行われる中、電力固定価格買取制度（Fit）の導入等により、再生可能エネルギーの導入が積極的に推進されています。

また、平成25年3月に、地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定され、温室効果ガスの削減目標をゼロベースで見直すこととし、平成25年5月に改正された「地球温暖化対策推進法」^{※7}に基づく地球温暖化対策計画の策定に向けた検討が行われています。

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、自然公園法^{※8}、「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」^{※9}、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」などが制定・改正されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」^{※10}に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に関する資材の再資源化に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律） ※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 ※3 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※4 PCB 廃棄物特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ※5 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律 ※6 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ※7 環境教育等促進法：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

2 環境政策の方向性

■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進歩や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすこととなります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

■ 環境政策の新たな展開

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、新たな政策手段の導入や、環境配慮のしくみづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせ、相乗的効果を発揮させることが重要になっています。

こうした取組のひとつとして、本県では廃棄物の排出抑制やリサイクルを誘導するための経済的手法(インセンティブ)として、平成15年度に「産業廃棄物埋立税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策等に活用しています。また、平成19年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収を温暖化防止対策のひとつである森林整備等に充てています。

さらに、平成22年度には本県の環境政策の基盤となる「第3次環境基本計画」、「第2次地球温暖化防止地域計画」及び「第3次廃棄物処理計画」を策定し、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

また、平成24年7月からの電力固定価格買取制度を活用し、本県の地域特性や強みを生かした「太陽光発電」、「木質バイオマス発電」、「小水力発電」を重点分野として、再生可能エネルギーの普及を推進することとしています。

また、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」に皆で取り組む「一斉行動」の呼びかけや、事業者の環境マネジメントシステム導入に対する支援等を通じ、県民・事業者の自主的な取組に対する支援を強化しています。

■ 今後の取組

「第3次環境基本計画」等各計画に基づいて、

- ・ 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
- ・ 環境と経済の好循環に向けた未来への投資
- ・ 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開

の3つのポイントに基づき、5つの今日的課題である「温暖化の危機」、「資源循環の更なる推進」、「地域環境の更なる改善」、「生態系の危機」、「課題解決のための基盤整備」に対応した、【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】、【持続可能な社会の基盤づくり】の5つの施策に取り組むこととしています。

また、国の地球温暖化対策計画等を見直し状況を踏まえた、本県の温暖化対策施策を推進します。

環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等	
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全盛	経済的自立 完全雇用 所得倍増	33兆円	産業公害		自然公園法 (S32)	化製場法 (S23)			県立自然公園条例 (S34.10公布・S34.11施行)
	いざなぎ景気	公害問題	15.4%		公害対策基本法 (S42) ⇒ 廃止 (H6) 大気汚染防止法 (S43) 騒音規制法 (S43) 水質汚濁防止法 (S45) 公害罪法 (S45) 公害紛争処理法 (S45) 悪臭防止法 (S46) 公害防止組織整備法 (S46) 公害健康被害補償法 (S48)	公害防止事業費事業者負担法 (S45)	廃棄物処理法 (H45) 海洋汚染防止法 (H45)		※PCB問題	公害防止条例 (S44制定, S46全部改正) ⇒ 廃止 (H15) 公害紛争処理条例 (S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例 (S47.12公布・S48.4施行)
1975 (S50)	新全盛	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協定の推進	148兆円	都市生活型公害	振動規制法 (S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法 (S53) ※瀬戸内海環境保全基本計画 (S53)	合特法 (S50)			自然公園施設設置管理条例 (S51.3公布・S51.4施行)
	日本列島改造 第1次石油ショック	安定成長への移行 国民生活の質的向上	9.0%		湖沼水質保全特措法 (S59)		浄化槽法 (S58)	省エネルギー法 (S54)		自然公園施設設置管理条例 (S51.3公布・S51.4施行) 自然海岸保全条例 (S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画 (S55.3) ※瀬戸内海環境保全県計画 (S56.7) 化製場法施行条例 (S59.6公布・S59.10施行)
1985 (S60)	3全盛 第2次石油ショック	相次ぐ経済対策	320兆円	地球環境問題						
	プラザ合意 4全盛	多極分散 量かさ感	6.3%		自動車NOX特措法 (H4)	野生生物種保存法 (H4)	資源有効利用促進法 (H3) 有害廃棄物輸出入規制法 (H4)	オゾン層保護法 (S63)		浄化槽保守点検業者登録条例 (S60.7公布・S60.10施行) 環境保全基金条例 (H2.3公布・施行) みどり景観基金条例 (H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例 (H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例 (H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例 (H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例 (H7.3公布・施行)
1995 (H7)	消費税率5% 5全盛	相次ぐ経済対策	483兆円	資源管理・廃棄物問題 有害化学物質問題	※第1次環境基本計画 (H6)		容器包装リサイクル法 (H7)			
	消費税率5% 5全盛	消費税率(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	0.4%		環境影響評価法 (H9)		家電リサイクル法 (H10)	※酸性雨問題 ※京都議定書採択 (H9) 地球温暖化対策推進法 (H10)	※有害大気汚染物質対策 ※ダイオキシン類対策 ※環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11)	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画 (H9.3) ※海砂採取禁止 (H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画 (H10.7) 環境影響評価条例 (H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想 (H12.3) ※第1次地球温暖化対策実行計画 (H12.3)
2000 (H12)	消費税率5% 5全盛	相次ぐ経済対策	513兆円	資源管理・廃棄物問題 有害化学物質問題	※第2次環境基本計画 (H12)	※瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H12)	グリーン購入法 (H12) 食品リサイクル法 (H12) 建設リサイクル法 (H12) 循環型社会形成推進基本法 (H12) 自動車リサイクル法 (H14)	フロン回収破壊法 (H13) RPS法 (H14)	PCB廃棄物特措法 (H13)	※瀬戸内海環境保全・創造プラン (H13.3) ※びんごエコタウン実行計画 (H14.3) ※瀬戸内海環境保全県計画改定 (H14.7) 産業廃棄物埋立税条例 (H14.7公布・H15.4施行) 産業廃棄物抑制基金条例 (H15.3公布・H15.4施行) ※第2次環境基本計画 (H15.3) ※第1次廃棄物処理計画 (H15.3) 生活環境保全条例 (H15.10公布・施行) 地球温暖化防止地域計画 (H16.3) ※RDF発電事業 (福山リサイクル発電施設) 操業開始 (H16.4)
	消費税率5% 5全盛	消費税率(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	0.4%		環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (※H23題名変更)	自然再生推進法 (H14) 鳥獣保護法 (H14, 全部改正) 外来生物法 (H16) 景観法 (H16)		※京都議定書発効 (H17)	※アスベスト問題	※第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) ※地域新エネルギービジョン (H17.3) ※環境学習推進実施計画 (H17.3) ※第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布 H20.3施行) ※第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ※ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) ※瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)
2005 (H17)	消費税率5% 5全盛	相次ぐ経済対策	503兆円	資源管理・廃棄物問題 有害化学物質問題	※第3次環境基本計画 (H18)		容器包装リサイクル法改正 (H18)			
	消費税率5% 5全盛	消費税率(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	2.4%		環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (※H23題名変更)	生物多様性基本法 (H20)	食品リサイクル法改正 (H19)	※京都議定書第一約束期間 (H20~24) 地球温暖化対策推進法改正 (H20) ※低炭素社会づくり行動計画 (H20) ※地球温暖化対策の中期目標発表 (H21)		※第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) ※地域新エネルギービジョン (H17.3) ※環境学習推進実施計画 (H17.3) ※第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布 H20.3施行) ※第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ※ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) ※瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)
2010 (H22)	消費税率5% 5全盛	相次ぐ経済対策	503兆円	資源管理・廃棄物問題 有害化学物質問題	大気汚染防止法, 水質汚濁防止法改正 (H22) 環境教育等による環境保全の取組の促進 に関する法律 (H23)	自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23)	放射性物質汚染対処特措法 (H23)			自然公園条例・自然環境保全条例改正 (H22.3) ※第3次環境基本計画 (H23.3) ※第2次地球温暖化防止地域計画 (H23.3) ※第3次廃棄物処理計画 (H23.3) ※第7次水質総量削減計画 (H24.1) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H24.10公布 H25.3施行) ※生物多様性広島戦略 (H25.3)
	消費税率5% 5全盛	消費税率(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	2.4%		環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (※H23題名変更)		小型家電リサイクル法 (H24)	地球温暖化対策推進法改正 (H25)		※保管PCBの処理 ※アスベスト対策
					【今後の課題等】	※瀬戸内海の再生に向けた新規立法	※循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ※最終処分場の計画的確保	※CO2削減 ※再生可能エネルギーの導入促進 ※地球温暖化適応策の検討		

【社会経済システム】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会

意識・システム改革

資源エネルギー循環・地球環境重視型社会

広島県の環境政策

第2部
環境の現状と県の取組

第1章 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

【目指す姿】

- 各家庭では、省エネ家電、エコカー、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備が身近なものとして普及・定着しています。
- 各企業では、生産や流通などの過程において低炭素型の施設・設備を導入しています。
- 都市部では、バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用が進んでいます。
- 豊富な日射量を生かした太陽光発電、中国山地の豊富なバイオマス¹等、地域の特性に応じた再生可能エネルギーが広く普及しています。
- 森林が適切に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能が維持されています。

第1節 省エネルギー対策の推進

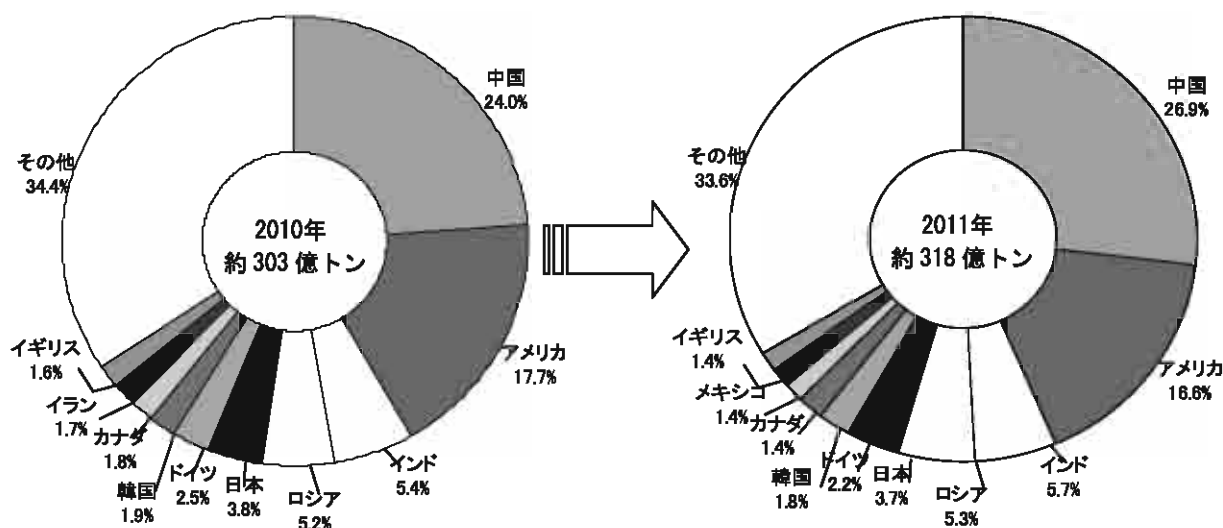
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成23年(2011年)の二酸化炭素排出量は、年間約318億トンで、平成22年(2010年)と比較して約15億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。中国、インドなど新興国の排出量が増加しており、平成19年には、中国の排出量がアメリカを上回り世界第1位となっています。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合(二酸化炭素換算)



資料：エネルギー・経済統計要覧

1 バイオマス：もともと生物(bio)の量(mass)のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいう。

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成22年度の二酸化炭素排出量は平成2年度に比べて27.3%増加、平成21年度に比べて7.4%増加しています。

平成22年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は、3,923万トンで、県全体の70.7%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合(45.6%)と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

運輸部門からの排出量は、平成22年度では636万トンで、県全体の11.5%と二番目に大きな割合を占めています。

民生(家庭)部門からの排出量は、平成22年度では498万トンで、県全体の9.0%と三番目に大きな割合を占めています。平成2年度以降の民生(家庭)部門の排出量は、世帯数が増加したこと等により、増加しており、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生(業務)部門からの排出量は、平成22年度では447万トンで、県全体の8.1%を占めています。平成2年度以降の民生(業務)部門の排出量は、事務所や小売等の延床面積が増加したこと等により、増加しています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と伸び率(平成22年度)

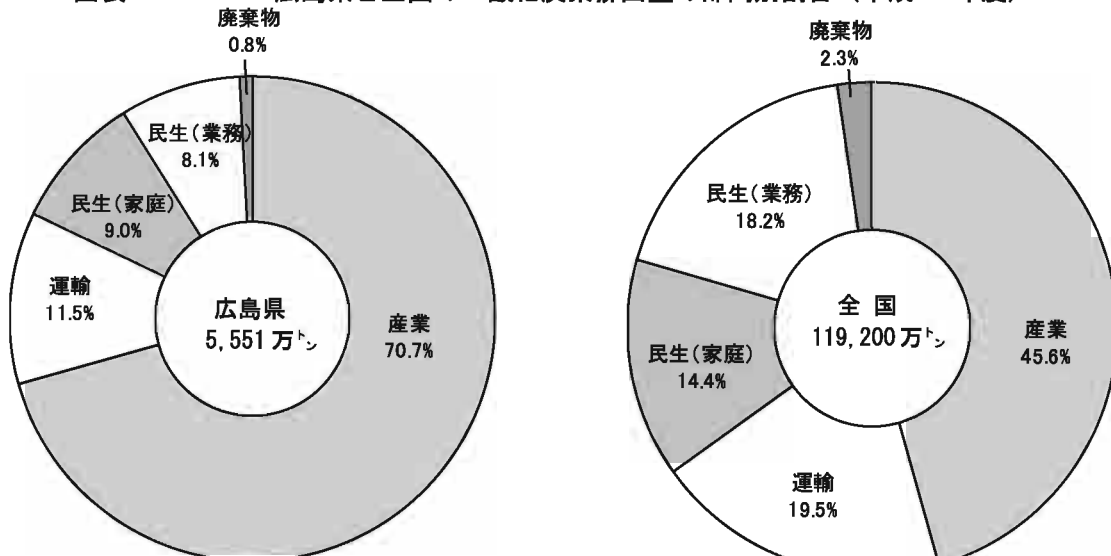
区分	H2基準年		H22実績		H2~H22伸び率		備考
	国(万t)	県(万t)	国(万t)	県(万t)	国(%)	県(%)	
産業	61,330	3,088	54,360	3,923	▲11.4	27.0	県目標 H22年度に、H2排出量比 ▲2%※ 国目標 H20~24年度の間で、H2 年度排出量比 ▲6%※ ※温室効果ガス全体の 削減率
運輸	21,700	599	23,200	636	6.7	6.2	
民生(家庭)	12,700	326	17,200	498	34.8	52.8	
民生(業務)	16,400	300	21,700	447	31.9	49.0	
廃棄物	2,270	48	2,740	47	20.6	▲2.1	
合計	114,400	4,362	119,200	5,551	4.2	27.3	

(注1) 産業にはエネルギー転換(発電施設等の自家消費)、工業プロセス(セメント生産など)を含む。

(注2) 平成22年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力の実排出係数(0.728kg-CO₂/kwh)を用いて算出しているが、京都メカニズムを活用した中国電力の調整後排出係数(0.491kg-CO₂/kwh)を用いた場合、二酸化炭素排出量は、5,066万tで平成2年度比16.1%の増加となる。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 広島県と全国の二酸化炭素排出量の部門別割合(平成22年度)



資料：県環境政策課

出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

1 総合的・計画的な施策の推進

【取組状況】

ア 「広島県環境基本計画」・「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

本県の環境に関する総合計画である「広島県環境基本計画」及び地球温暖化対策に係る個別計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進します。

2 産業・民生（業務）部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（産業）	—	—	—	エネルギー消費原単位を H19年度から13%改善	H32
	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万t-CO ₂	465 (H19)	447 (H22)	272	
指標	業務用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	393 (H20)	22,387	19,200	H27
	中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数	件	112	161	400	

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種³及び第2種エネルギー管理指定工場⁴に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況(温室効果ガス削減実施状況報告書)の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】計画の進捗状況等を把握するとともに、国の制度を活用して県内の第1種及び第2種エネルギー管理指定工場から排出された温室効果ガス排出量を把握し、事業者の地球温暖化防止に向けた取組を支援。

(2) 環境にやさしい事業活動の普及促進

※ 関連事業：エコアクション21・ISO14005 導入促進(P92)、エコアクション21・ISO14005 取得支援 (P92)

(3) カーボンオフセット・クレジット制度の活用

※ 関連事業：県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業(P17)

2 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。
 3 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000kl以上の工場・事業場
 4 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500kl以上3,000kl未満の工場・事業場
 5 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

(4) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進 (P95)，県庁舎東館省エネルギー化E S C O事業 (P95)，県庁舎屋上緑化モデル事業 (P95)，太田川流域下水道建設事業 (P95)，工業用水道事業・水道用水供給事業 (P95)，県立広島病院天然ガスコージェネレーション設置事業 (P96)

3 運輸部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t-CO ₂	696 (H19)	636 (H22)	530	H32
指標	低公害車導入台数	万台	46	55※	176	H32

※平成 24 年 3 月末現在

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づき、50 台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。平成 25 年度は 78 事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 信号機の改良 (LED 化) [交通規制課]

二酸化炭素排出量の低減を図るため、消費電力が少ない LED を使用した信号灯器を整備します。

【平成 25 年度実績】車両用灯器 122 灯、歩行者用灯器 128 灯の LED 灯器を整備。

【平成 26 年度内容】23 交差点に LED 灯器の整備を予定。

※ 関連事業：都市交通円滑化の推進 (P37)，環状道路・バイパスの整備 (P37)，街路事業 (P37)，交通管制システムの高度化 (P37)

(3) 物流・人流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】臨海土地造成事業の推進。

6 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
7 LED：発光ダイオード (Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

(4) 低公害車等の導入拡大に向けた普及啓発**ア ひろしまEVタウン推進事業 [環境政策課]**

走行中にCO₂を排出しない電気自動車（EV）の導入を促進するため、電気自動車の貸出及び充電設備の整備を行うレンタカー事業者等への支援を実施し、購入の動機付けとなるよう県民が気軽に電気自動車の性能を実感できる機会を提供します。また、観光ともタイアップすることで、本県の自然美のPRと環境意識の啓発を図ります。

【平成 25 年度実績】レンタカー事業者等に電気自動車（18 台）及び充電器（11 台）を配備。平成 22 年 10 月から補助事業者による県民、観光客等へのEV貸出及び充電設備の開放開始。

イ 県庁舎急速充電器整備・開放事業 [環境政策課]

地球温暖化防止の取組の一環として、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）の普及に必要な充電環境を整備することにより、県内における電気自動車の普及や充電環境の整備に向けた機運を高めます。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】マツダ（株）と共同して、県庁舎敷地内に電気自動車用急速充電器（1 台）を設置し、県民への開放を実施（24 時間 365 日）。平成 25 年度は約 50 件／月の利用。

ウ 環境に配慮した自動車に対する自動車税の減税 [税務課]

地球温暖化問題への取組の一環として、通常のガソリン自動車と比較して走行時の二酸化炭素の排出量が少ない、クリーンディーゼル乗用車の自動車税を広島県独自に軽減し、普及を促進します。

【平成 25 年度実績】平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車について、登録の翌年度の自動車税額を概ね 50%軽減。

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進（P38）、自動車排出ガス規制（P38）

エ 次世代自動車充電インフラ整備の促進 [環境政策課]

電気自動車の普及促進のため、国の事業を活用し、「ひろしま電気自動車充電インフラ整備計画」を策定して充電器の配備を進める。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】「ひろしま電気自動車充電インフラ整備計画」に沿って、適合確認を行い、充電器の配備を促進。平成 25 年度は 65 件の適合を確認。

(5) エコドライブ等の普及

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進（P38）、自動車排出ガス規制（P38）

(6) 県自らの低公害車の率先導入**ア 環境に配慮した次世代低公害車の導入 [総務課]**

老朽化が進んだ公用車を、次世代低公害自動車に更新することで、環境に配慮した公用車の利用に率先して取り組みます。

【平成 24・25 年度実績】電気自動車 15 台、クリーンディーゼル乗用車 5 台を導入するとともに、県庁構内に電気自動車用充電コンセントを設置。

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進（P38）

8 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などを招く違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるなどがあげられる。

4 民生（家庭）部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（民生（家庭））	万t-CO ₂	467 (H19)	498 (H22)	273	H32
指標	住宅用太陽光発電導入量	kI (原油換算)	6,795 (H20)	24,663	44,800	H32
	長期優良住宅 ⁹ の年間認定戸数	戸	1,054	2,102	2,250	H32

【取組状況】

（1）地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援（P10）

（2）ヒートアイランド¹⁰対策

※ 関連事業：県庁舎屋上緑化モデル事業（P95）

（3）実践行動を促すための情報発信・普及啓発

ア 県民運動の支援[環境政策課]

（ア）「ひろしま環境の日」の普及

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から開始した「ひろしま環境の日」（毎月第一土曜日）の新たな取組として、平成23年6月から「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し、実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信していきます。

【平成25年度実績】「ひろしま環境の日」行動宣言に1,041団体が登録。

【平成26年度内容】行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

（イ）マイバッグ運動の推進（環境保全活動支援事業）

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を開始しました。

【平成25年度実績・平成26年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。定着・拡大を図るとともに、事業者の新規参画を促進。

（ウ）家庭等における取組支援

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベントを開催。小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を配布。

⁹ 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

¹⁰ ヒートアイランド：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹¹（（一財）広島県環境保健協会）等と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】地球温暖化防止地域協議会¹²が各市町で1 団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。

(オ) 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業）

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は 15 人を派遣。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

キャンペーン期間中、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム会員企業へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯（ライトダウン）を実施するとともに、地球温暖化問題を考える機会として広く広報します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】ライトダウンの取組を県ホームページ等で周知。平成 25 年度は県内で 297 箇所が参加登録。

ウ ひろしまクールシェアの推進 [環境政策課]

夏季の節電への取り組みとして、電力需要が最大となる平日の昼間の時間帯に、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施し、電力のピークカット対策を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県及び市町の美術館・図書館等、民間商業施設で実施。平成 25 年度は、県及び市町の美術館・図書館等 196 施設、民間商業施設 215 施設が参加。

エ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県ホームページ等による広報を実施。平成 25 年度は、長期優良住宅の認定戸数 2, 102 戸。

11 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成 12 年 4 月 1 日に（財）広島県環境保健協会を指定。

12 地球温暖化防止地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

5 廃棄物部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（廃棄物）	万 t-CO ₂	50 (H19)	47 (H22)	45	H32
指標	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	22,451 (H20)	23,331	61,300	H32
	廃棄物熱利用導入量	kl (原油換算)	28,551 (H20)	—	110,300	H32

【取組状況】

（1）廃棄物の発生抑制

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進 (P22), 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 (P24)

（2）マイバッグ運動の推進

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進 (P10)

（3）リサイクルの推進

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P20), 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 (P21), 福山リサイクル発電事業の推進 (P23)

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進

【現状と課題】

削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日照時間が長いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取制度等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成25年度までの累計で導入件数は約49,550件となっています。(太陽光発電普及拡大センター等調べ)

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF³による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、平成25年度発電量は約107百万kWhとなっています。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
太陽光発電導入量	kl (原油換算)	7,188	47,051	64,000	H32
太陽熱利用システム導入量		42,127	43,739	50,700	
バイオマス発電導入量		66,459	68,616	97,000	
バイオマス熱利用導入量		297,803	—	385,500	
廃棄物発電導入量		22,451	23,331	61,300	
廃棄物熱利用導入量		28,551	—	110,300	

【取組状況】

(1) 太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの普及促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業[環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいきます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元していきます。

【平成25年度実績】 県内3か所(庄原市、竹原市、東広島市)において、計6.6メガワットの太陽光発電所の建設工事に、順次着手し、計4.3メガワットの太陽光発電所の運転を開始。

【平成26年度内容】 県内3か所(竹原市、廿日市市、北広島町)において、計3.8メガワットの太陽光発電所の建設工事に、準備が整ったものから順次着手。また、収益の地域還元事業として、地域における省エネ活動や幼稚園・保育園における省エネ設備の導入を支援。

³ RDF: Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

イ 県有施設太陽光発電導入事業〔環境政策課〕【新規】

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（屋根）へリース方式により太陽光発電設備を設置します。

【平成26年度内容】県有施設へのリース方式による太陽光発電設備の設置。

ウ 森林整備加速化・林業再生基金事業〔林業課〕

森林資源を有効活用するため、木質バイオマス利用施設の整備に対する支援を行います。

【平成25年度実績】木質バイオマス利用施設（木質チップボイラー等）3施設を整備。

【平成26年度内容】木質バイオマス利用ボイラー等の整備予定。

エ ダム小水力発電推進事業〔農業基盤課・河川課〕

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進します。

【平成25年度実績】ダム管理用水力発電施設の実施設計に着手。

【平成26年度内容】ダム管理用水力発電施設の工事に着手。

オ 県営住宅整備事業〔住宅課〕

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】建替えを行う県営住宅において、より高い省エネ水準とすると共に、太陽光発電システムを導入する等、先導的な取り組みを推進。平成25年度は県営舟入住宅（3号館）の整備完了。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P23）、工業用水道事業・水道用水供給事業（P94）

第3節 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

本県の森林面積は、県土面積の約7割にあたる611千ha（平成26年4月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

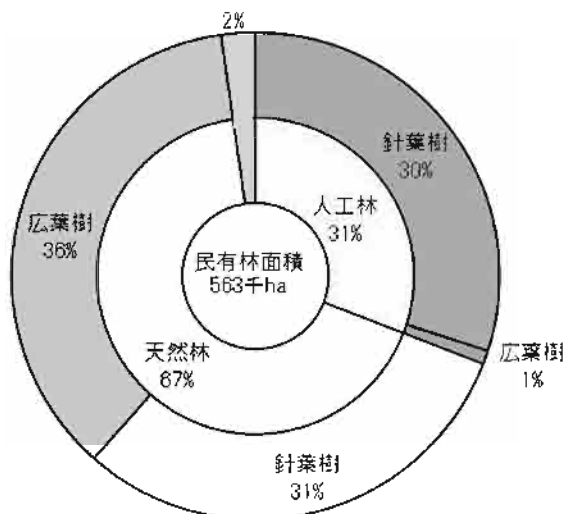
これらの森林は、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林¹⁴を増加させる必要があります。

森林吸収源対策の推進

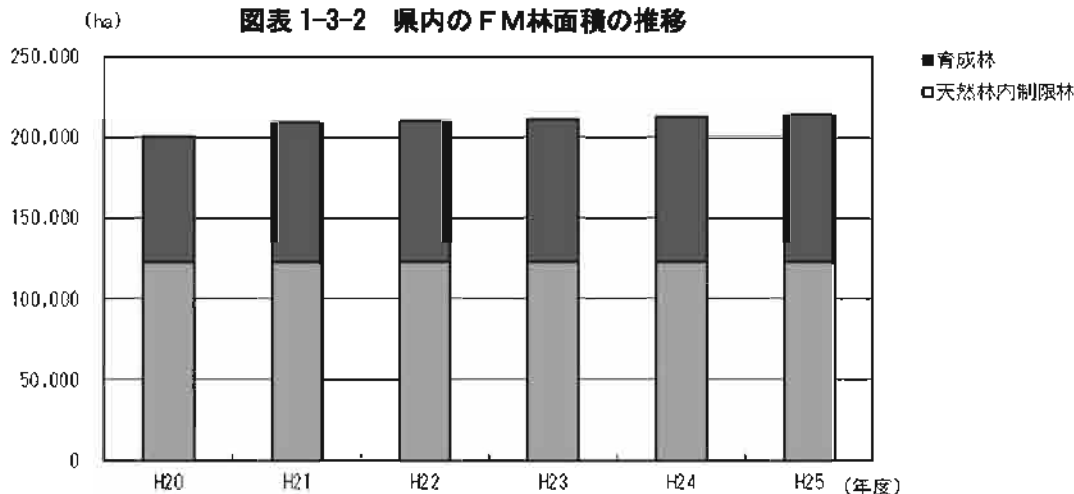
図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



(注) 1 県林業課「地域森林計画書」（平成26年4月公表）
2 その他には、竹林、更新困難地、未立木地を含む。

資料：県林業課

図表 1-3-2 県内のFM林面積の推移



14 FM林：FM (Forest Management) 林とは、森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	209	213	216	H27

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 森林整備加速化・林業再生基金事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行います。

（森林整備加速化・林業再生基金事業）

【平成25年度実績】間伐(366ha)、林内路網整備(130路線)、高性能林業機械導入(9台)等

【平成26年度内容】林内路網整備、高性能林業機械導入等

（造林事業（育成林整備事業））

【平成25年度実績】森林整備面積：2,716ha

【平成26年度内容】森林整備面積：5,262ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養¹⁵など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成25年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐等(1,120ha)、県産材を使用した住宅への助成等による木材の利用促進。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備(235ha)、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、県産材を利用した木製品の設置による県産材利用促進など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：電車・バス等の公共交通機関や集客施設でのポスター等による広報、リーフレットやホームページによる情報発信。

【平成26年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、県産材利用対策、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

(2) 保安林¹⁵等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域¹⁶等の指定を行うとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

15 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

16 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図る。平成 25 年度は自然保護協力奨励金として 1,078 件, 3,123 千円, 立木損失補償金として 253 件, 14,475 千円を交付。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}, 災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため, 地域森林計画に基づき, 保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに, これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成 25 年度実績】149 件, 889ha の森林を保安林に指定。25 件, 3ha の保安林の指定を解除。

【平成 26 年度内容】100 件を指定見込み。

ウ 治山事業 (山地災害対策事業・保安林整備事業等) [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき, 県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策, 水需要の増大に係る水源森林の整備等, 県土の保全や基盤の充実を図ります。

【平成 25 年度実績】治山施設の整備及び森林の整備を 57 箇所実施。

【平成 26 年度内容】75 箇所を整備。

(3) カーボンオフセット・クレジット制度活用

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において, カーボンオフセット・クレジットを取得し, CO₂排出権を企業等へ販売することにより, その収益を県営林の森林整備等に活用し, 本県における森林吸収源対策を促進します。

【平成 25 年度実績】県営林で平成 24 年度の吸収分として取得したカーボンオフセット・クレジット 246 t-CO₂を販売するとともに, 平成 25 年度分として 172 t-CO₂を取得した。

【平成 26 年度内容】県営林において, 平成 26 年度分のカーボンオフセット・クレジットを取得予定。

第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

【目指す姿】

- 県民・事業者が、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、リサイクル）のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより、天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず、処理施設・リサイクル施設が充実し、廃棄物が安全・安心に処理されています。

第1節 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

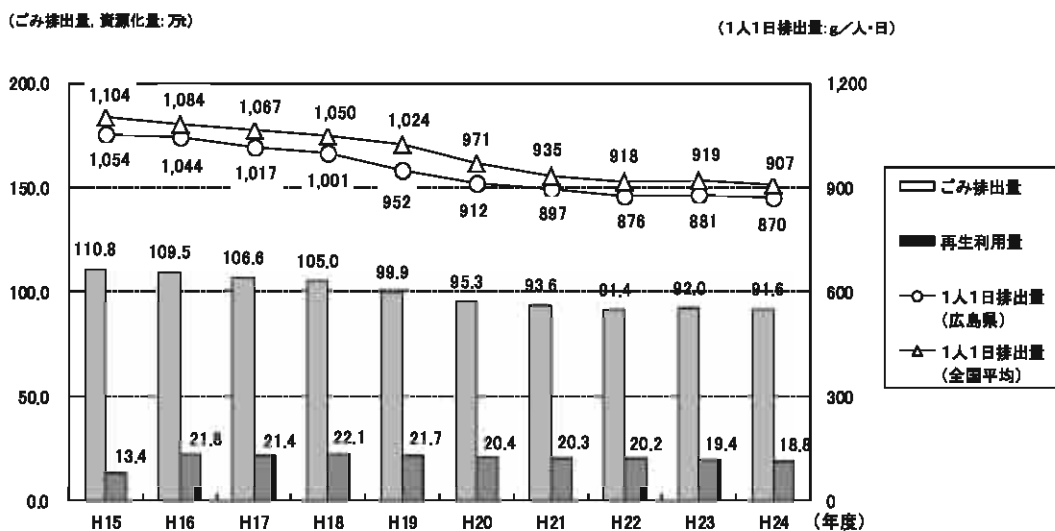
【現状と課題】

（1）排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、平成22年度以降は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



資料：県循環型社会課

（2）再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

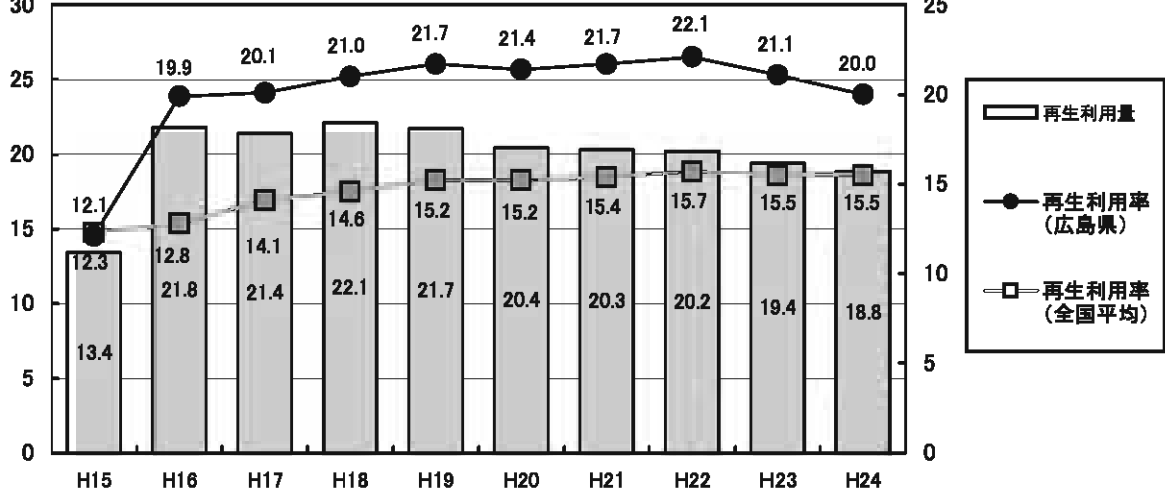
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、各種リサイクル法の整備などを背景にしたリサイクルへの着実な取組により、一般廃棄物再生利用率、産業廃棄物再生利用率ともに増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

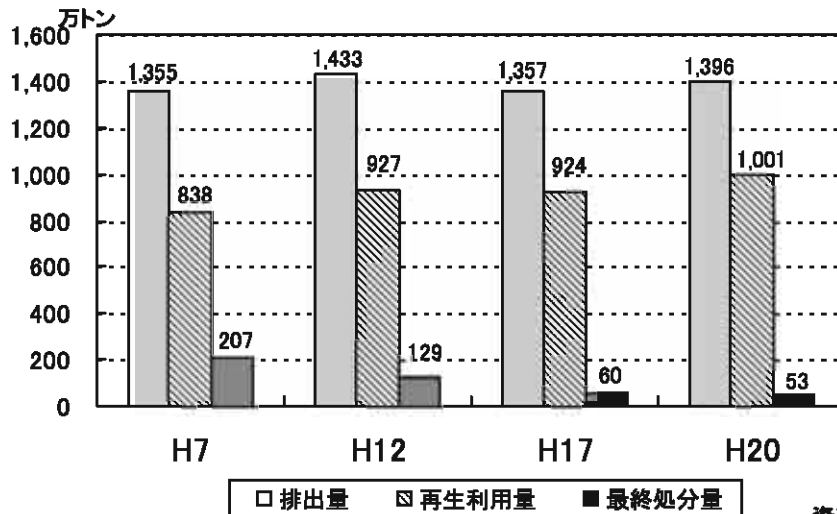
1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）をいう。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

再生利用量等 図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）再生利用量等の推移 再生利用率



資料：県循環型社会課

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
一般廃棄物排出量	万 t	95.3	91.6	85.8	H27
一般廃棄物再生利用量		20.4	18.8	20.9	
一般廃棄物再生利用率	%	21.4	20.0	24.4	
一般廃棄物最終処分量	万 t	11.0	11.7	9.5	
産業廃棄物排出量		1,396	1,422	1,502	
産業廃棄物再生利用量		1,001	1,059	1,081	
産業廃棄物再生利用率		%	71.7	74.5	
産業廃棄物最終処分量	万 t	53	51	50	
リサイクル製品登録数 (累計)	件	471 (H21)	670 (H25)	前年比 10%増	設定なし

1 循環型社会の実現

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画に基づく施策の推進 [循環型社会課]

平成23年3月に策定した第3次廃棄物処理計画に基づき、生産・流通・消費・廃棄に関わるすべての主体が適切な役割分担と責任のもと、協働・連携して廃棄物問題に取り組むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換を図ります。

(2) リサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図ります。

【平成25年度実績】補完調査を行い、平成24年度の実態を把握。

【平成26年度内容】実態調査を行い、平成25年度の実態を把握。

イ 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度末時点で、93事業者を登録。

ウ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行います。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度末時点で471製品の登録を実施。

図表 2-1-4 平成25年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種別	品目名	平成25年度使用量	単位
第一種	再生鋼土	27	m ³
	再生土	343	m ³
	再生砕石（RC-5）下水管周り用	30	m ³
	鉄鋼スラグ（高炉スラグ細骨材）	13	m ³
	再生加熱アスファルト合材	51	t
	再生密粒度改質Ⅱ型アスファルト混合物（A）	1,376	t
	再生密粒度アスファルト混合物改質Ⅱ型（最大粒径20mm突固め回数75回）	806	t
	再生粗粒度改質Ⅱ型アスファルト混合物（A）	249	t
	再生大粒度アスファルト混合物	133	t
	再生アスファルト安定処理混合物	885	t
	再生アスファルト安定処理混合物（最大粒径20mm突固め回数50回）	8	t
	軽量発泡ガラス	190	m ³
	工事立て看板枠	9	基
	堆肥原材料	11	m ³

種 別	品 目 名	平成 25 年度使用量	単 位
第二種	再生砕石	71,472	m ³
	再生粒度調整砕石	7,765	m ³
	鉄鋼スラグ	3,615	m ³
	再生砂	1,971	m ³
	インターロッキングブロック	369	m ²
	緑化基盤材・吹付材	4,053	kℓ
	パーク堆肥	10,140	k g
	有機肥料（普通肥料）	1,808	kℓ
	再生加熱アスファルト混合物	108,255	t
	その他（エコマーク認定基準に適合するもの） 〔土木製品〕	39	m

資料：県循環型社会課

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 【循環型社会課】

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援し、その成果を事業化することにより、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 26 年度は、2 事業に総額 31,537 千円を支援。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対 象 者	・ 県内に本社を置く中小企業者 ・ 構成員の 1/2 以上が県内に本社を置く中小企業者である 2 者以上の共同研究グループ ・ 県内に主たる事務所を置く組合等
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発
補 助 率	2/3 以内
補 助 額	10,000 千円以上 20,000 千円以内/件

オ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 【循環型社会課】

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成します。

【平成 25 年度実績】実績なし。

【平成 26 年度内容】1 事業者に支援。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対 象 者	県内に事務所・事業所を持つ新設施設の設置者
対象経費	技術の先進性，県内への波及効果，県内埋立量の減量効果が高い設備の整備費
補 助 率	1/3 以内（CO ₂ 排出量の削減効果が高い設備の整備は，1/2 以内）
補 助 額	廃棄物排出抑制・リサイクル施設 10,000 千円以上 1 億円以内/件 リサイクル推進施設 5,000 千円以上 50,000 千円以内/件

カ 事業所内廃棄物排出抑制支援事業 【循環型社会課】

廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物の排出事業者自らが行う「事業所から排出される廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備」に要する費用の一部を助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は実績なし

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制
対 象 者	県内に事業所を有する中小企業者等
対象経費	事業所外に排出する廃棄物の重量を 10% 以上削減，または，再生利用のために容量を 30% 以上減少できる機器の整備費
補 助 率	1/3 以内（特定の産業廃棄物については，1/2 以内）
補 助 額	10,000 千円以内/件

キ 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成します。

【平成25年度実績】研究事業19テーマに69,502千円、人材育成事業1テーマに998千円を支援。

【平成26年度内容】研究事業15テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

ク 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]【一部新規】

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進します。

【平成25年度実績】市町との協議会、市町と認定事業者との意見交換会、認定予定業者の現地見学会を開催。呉市の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を支援。

【平成26年度内容】東広島市及び大竹市の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を支援。

ケ 再生材を活用した海域環境改善方策に係る検討事業 [港湾漁港整備課]

石炭灰造粒物を用いた環境改善方策の実現可能性を検討し、その効果・適用条件等の知見を得ることを目的に、福山港内港地区を試験箇所として環境改善効果の調査・評価方法を検討します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度は内湾部の底質改善のための実証試験（モニタリング調査）を実施し、底質改善効果を把握。平成26年度より、本格的に海域環境改善事業を実施。

コ 各種リサイクル法の円滑な運用

(ア) 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

(イ) 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知します。

【平成25年度実績】容器包装リサイクル法に基づき、平成26年4月を始期とする第7期広島県分別収集促進計画を策定。

【平成26年度内容】第7期県計画、市町分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

区 分	25年度実績(t)	26年度計画(t)
無 色 ガ ラ ス	6,047	6,139
茶 色 ガ ラ ス	6,235	6,332
そ の 他 の ガ ラ ス	2,181	2,301
そ の 他 の 紙	0	263
ペ ッ ト ボ ト ル	4,497	4,207
その他のプラスチック	20,791	23,882
（うち白色トレイ）	9	16
ス チ ー ル	3,786	4,200
ア ル ミ	2,567	2,671
段 ボ ー ル	8,848	9,065
飲 料 用 紙 パ ッ ク	100	166
計	55,052	59,226

資料：県循環型社会課

(ウ) 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

(エ) 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

(3) リサイクル産業の集積・育成

ア びんごエコタウン推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図ります。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じます（びんごエコ団地企業立地支援事業）。

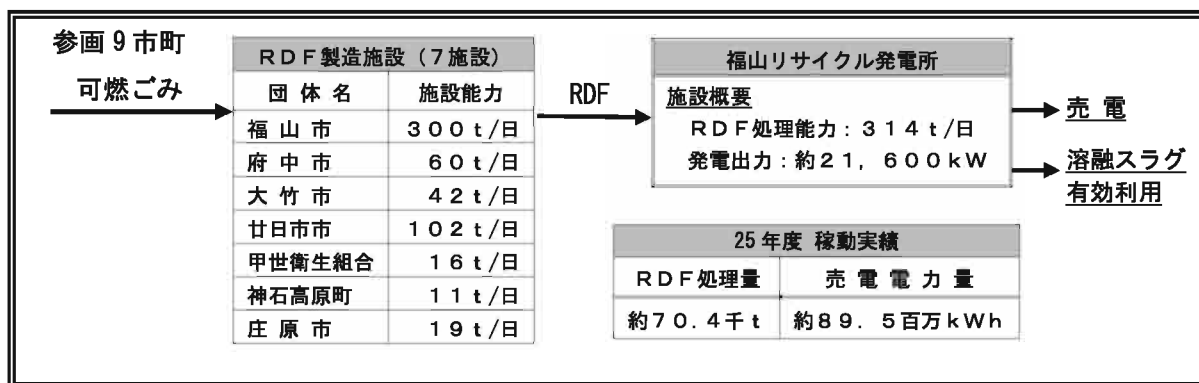
【平成25年度実績】エコ団地1区画で、操業を開始した1業者に助成金205,928千円を交付。

【平成26年度内容】エコ団地の残り3区画分譲を業界紙等に広告を掲載し、分譲を広報。

イ 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電²によるRDF³発電・灰溶融事業を推進します。（平成16年4月操業開始）

【平成25年度実績・平成26年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。



※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P20）

2 サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電や冷暖房、温水などの熱源として利用できる。また、ごみを固形燃料化（RDF）したり、油化すれば、燃料として利用できる。
 3 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

2 一般廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】10月の「3R推進月間」から12月の「温暖化防止月間」にかけて、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P22）、マイバッグ運動の推進（P10）、環境月間行事の実施（P88）

3 産業廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

（対象事業者）①前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者

【生活環境保全条例】

③前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業者【廃棄物処理法】

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度は①179事業者、②68事業者、③28事業者が計画を策定。

イ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

(2) 建設廃棄物のリサイクルの推進

ア 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進します。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

4 マニフェスト：排出事業者が処理業者に処理委託した産業廃棄物を引き渡す際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に適用された。

(3) 産業廃棄物埋立税を活用した産業廃棄物の発生抑制及び減量化**ア 産業廃棄物埋立税の延長及び使途の拡大〔循環型社会課〕**

平成23年12月に提出された産業廃棄物埋立税検証懇話会の報告書（「広島県の産業廃棄物埋立税のあり方について」）を基にして、課税期間の延長や使途の拡大について検討。

【平成25年度実績】パブリックコメント等の内容を検討した結果、産業廃棄物埋立税の課税期間を5年間延長するとともに、税収の使途を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策を基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策に拡大。

【平成26年度内容】平成25年度に引き続き、税収の使途を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策を基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策を推進。

イ 産業廃棄物に対する課税と税充当事業の実施〔環境政策課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進します。

【平成25年度実績】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P11, 24, 92) | ⑨廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P24) |
| ②産業廃棄物処理実態調査事業(P20) | ⑩PCB廃棄物処理促進事業(P29) |
| ③リサイクル製品使用促進事業(P20) | ⑪産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ④廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P21) | ⑫公共関与廃棄物処分場整備事業(P30) |
| ⑤廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P21) | ⑬地域廃棄物対策支援事業(P32) |
| ⑥事業所内廃棄物排出抑制支援事業(P21) | ⑭不法投棄監視体制強化事業(P31) |
| ⑦循環型社会形成推進機能強化事業(P22) | ⑮廃棄物循環利用システム構築事業(P28) |
| ⑧びんごエコタウン推進事業(P23) | ⑯せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業(P28) |
| | ⑰地域廃棄物対策支援事業（不法投棄廃棄物等の撤去処分事業）(P32) |
| | ⑱浄化槽適正維持管理促進事業(P44) |

【平成26年度内容】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P11, 24, 92) | ⑨廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P24) |
| ②産業廃棄物処理実態調査事業(P20) | ⑩PCB廃棄物処理促進事業(P29) |
| ③リサイクル製品使用促進事業(P20) | ⑪産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ④廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P21) | ⑫公共関与廃棄物処分場整備事業(P30) |
| ⑤廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P21) | ⑬地域廃棄物対策支援事業(P32) |
| ⑥事業所内廃棄物排出抑制支援事業(P21) | ⑭不法投棄監視体制強化事業(P31) |
| ⑦循環型社会形成推進機能強化事業(P22) | ⑮廃棄物循環利用システム構築事業(P28) |
| ⑧びんごエコタウン推進事業(P23) | ⑯せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業(P28) |
| | ⑰浄化槽適正維持管理促進事業(P44) |

第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

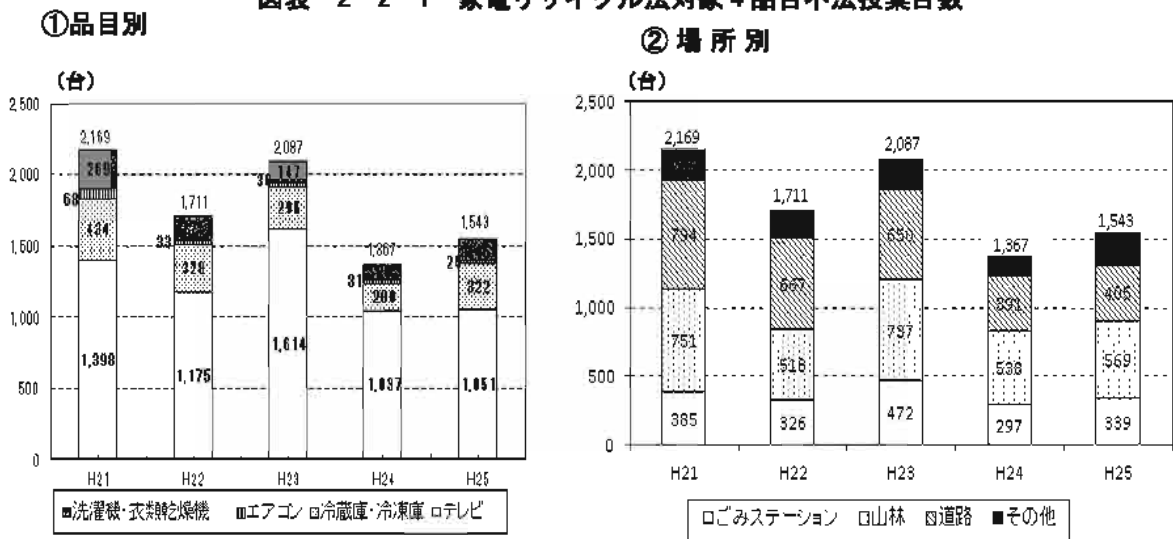
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

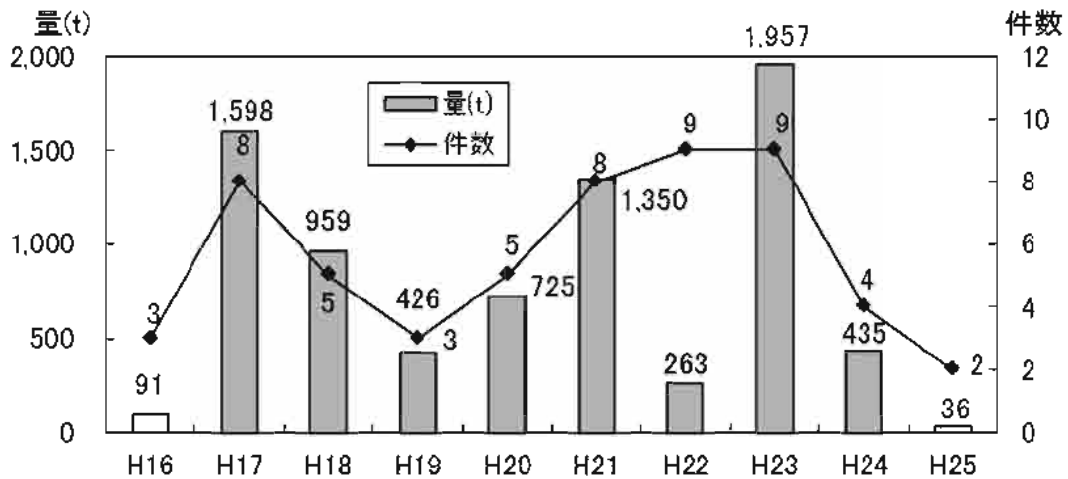


(注) 衣類乾燥機は、平成21年度から対象。

資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）

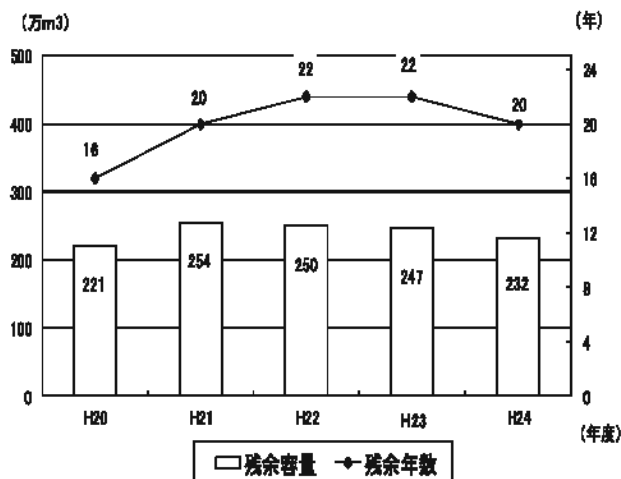


資料：県産業廃棄物対策課

(2) 最終処分場の状況

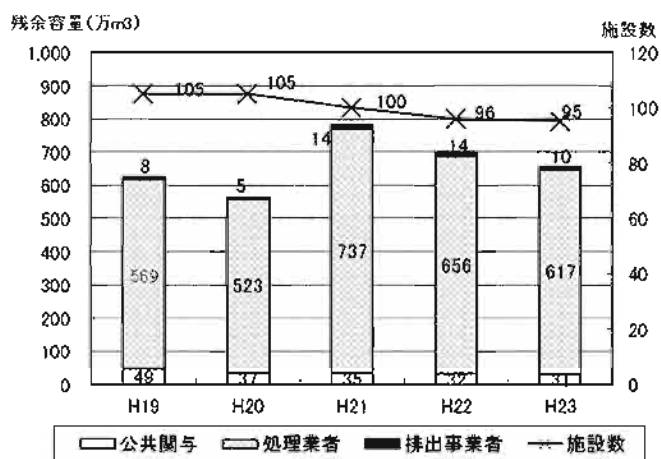
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 23 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万m ³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁵	4	61	1	66	1	489	9	499	9.4
管理型最終処分場 ⁶	6	22	2	30	9	128	22	159	7.2
計	10	83	3	96	10	617	31	658	8.8

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設です。

資料：県産業廃棄物対策課

(注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することになっており、経済活動により大きく変動します (平成23年度埋立量：安定型53万m³、管理型22万m³)。

(注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合があります。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 24 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	埋立容量 (千m ³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	35	1,937	84.8	昭和63年10月～	(財)広島県環境保全公社

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	5	2	0	設定なし
産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	6.4	8.8 (H23)	最終処分量の10年以上を確保	

資料：県産業廃棄物対策課

5 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等) の最終処分場をいう。

6 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉄くず、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理対策の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成25年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	56
ごみ処理施設	76
埋立処分地	42
浄化槽	30,818
計	30,992

資料：県循環型社会課

イ せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業 [循環型社会課]

県、市町等が連携・協力して、海ごみ対策を推進します。

【平成25年度実績】アンケート調査の実施及び海岸漂着ごみ対策連絡会の開催。

【平成26年度内容】海岸清掃活動状況調査の実施、関係団体との意見交換及び海岸漂着ごみ対策連絡会の開催。

ウ 廃棄物循環利用システム構築事業 [循環型社会課]

市町単独では処理困難な一般廃棄物について、各市町の地域特性に応じた適正かつ効率的なリサイクルシステムの構築を目的とした検討を実施します。

【平成25年度実績】廃棄物処理法で適正処理困難物に指定されている廃タイヤの適正処理を図る方策を検討・提案。

【平成26年度内容】県内市町が処理困難としているスプリングマットレス等の廃棄物を調査し、これら廃棄物の適正処理ルートの検討・整理。

(2) 処理施設の確保・維持管理

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	23年度		24年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	35	75	33	74
施設能力	2,814 kℓ /日	4,534 t /日	2,214 kℓ /日	4,904 t /日

資料：県循環型社会課

(3) 災害廃棄物の処理対策の推進**ア 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課]**

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています。(累計4団体)

【平成25年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制確認。

【平成26年度内容】上記内容を継続、併せて、国が設置するブロック協議会への参加、情報収集。

2 産業廃棄物の適正処理**【取組状況】****(1) 適正処理の推進****ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]**

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数 (平成25年度)

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	660	138
産業廃棄物処理業者	1,001	102
計	1,661	240

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出ガスの行政検査を実施。平成25年度は9施設の実績。

ウ PCB⁷廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特措法)」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出します。

⁷ PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

【平成25年度実績・平成26年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。平成25年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成26年3月31日）

種類（単位）	保管中	使用中
高圧トランス（台）	682	361
高圧コンデンサ（台）	6,518	500
低圧トランス（台）	1,083	14
低圧コンデンサ（台）	16,294	71
柱上トランス（台）	194,377	125,000
安定器（台）	103,343	5,342
PCB（kg）	3,534	—
PCBを含む油（kg）	479,683	230
感圧複写紙（ノーカーボン紙）（kg）	27,008	—
ウエス（kg）	36,281	—
その他機器（台）	2,958	1,328
届出事業所数	1,447	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業）〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進します。

実施主体	一般社団法人広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組みを支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組みを支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

【平成25年度実績・平成26年度内容】産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得、社会貢献の活動を支援。

（2）処理施設の確保

ア 公共関与廃棄物処分場整備事業〔産業廃棄物対策課〕

【平成25年度実績】五日市処分場の後継処分場として、広島地域（出島地区）において新たな最終処分場を整備。

【平成26年度内容】平成26年6月から出島処分場において廃棄物の受入を開始。運営主体の一般財団法人広島県環境保全公社と連携して出島処分場の適正な管理・運営を実施するとともに、今後の公共関与処分場のあり方について検討。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めます。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。平成 25 年度は下表のとおり実施。

項 目	実施件数
車両によるパトロール	116
ヘリコプターによるパトロール	36
船舶によるパトロール	12
産業廃棄物運搬車両検査	60

資料：県産業廃棄物対策課

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官 OB 及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。平成 25 年度は延べ 542 回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入して、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】7 市 5 町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。平成 25 年度は 78 件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。平成 25 年度は 7 地区で開催。

8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリのこと。(FAX：082-211-5374)

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見，早期対応を図るため，業界団体と不法投棄通報協定を締結し，不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成25年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会，建設業団体等の5団体に対して，不法投棄の早期発見，早期通報等を依頼。

【平成26年度内容】他の団体との協定締結を進め，不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し，不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図ります。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託，監視カメラ，防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板，講習会，広報活動，不法投棄防止大会，住民参加による不法投棄廃棄物及び海ごみの回収・撤去の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	1/2 以内
補助限度額	4,500 千円～15,000 千円/市町

【平成25年度実績】

実施市町数	主な事業内容						補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ	防止ネット、 防止柵	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	海ごみの回収 処理(住民参加)	
22 市町	15 市町	10 市町	8 市町	13 市町	10 市町	5 市町	50,314 千円

【平成26年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後，当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る） ② 海岸漂着ごみ撤去処分事業 海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処分等（危険な箇所や海上からしか接近できない海岸等，通常のボランティア清掃が困難な場所で行うものに限る。） ③ 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など，廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成25年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金 交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	海岸漂着ごみ撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物 撤去処分事業	
5 市町	4 市	—	1 町	7,876 千円

【平成26年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

第3章 広島の良いな「地域環境の保全」

【目指す姿】

- 公園や下水道、交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策、土壌汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壌が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。

第1節 良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

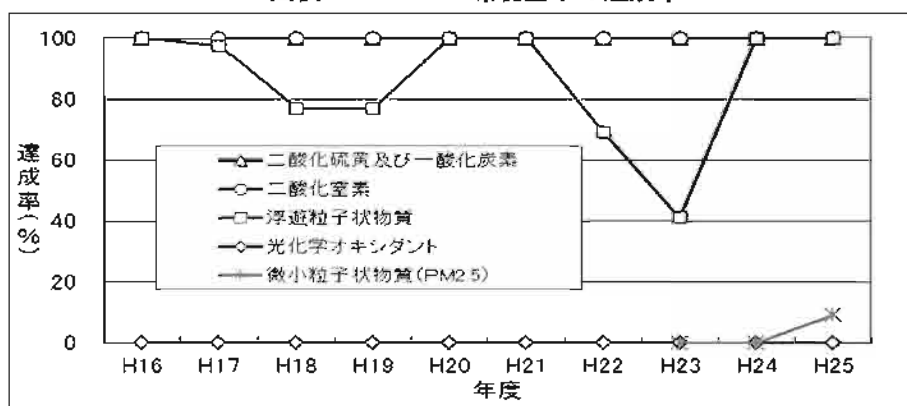
1 良好な大気環境の確保

【現状と課題】

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスによって引き起こされます。

高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置等により全般的に改善されてきました。その結果、一酸化炭素、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、すべての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダント¹はすべての測定局で環境基準を達成していません。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）は、平成25年度では11測定局中、1測定局が環境基準を達成している状況です。

図表 3-2-1 環境基準の達成率



資料：県環境保全課

酸性雨は、大気、降水、陸水など環境全体が酸性化する問題です。全国調査の結果では、国外（中国大陸）からの影響も示唆されています。

本県においても、経年的な推移は横ばいではありますが、全国の状況と同様に、年平均値 pH4 台の降雨が観測されています。

1 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

2 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

図表 3-1-2 降雨 pH 値

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
広島市	4.7	4.6	4.7	4.6*	4.5	4.7	4.8	4.8	4.7	4.9
三次市	—	—	—	—	—	4.7	5.0	5.6	5.2	5.2
庄原市	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	—	—	—	—	—
呉市	4.7	4.4	4.5	4.4	4.5	4.3	4.5	4.6	4.6	4.8
福山市	5.1	5.2	5.2	4.9	5.2	5.0	5.3	6.0	5.3	5.1
竹原市	—	—	—	—	—	—	4.5	4.3	4.3	4.4
大竹市	—	—	—	—	—	—	4.7	4.4	4.5	4.6
東広島市	—	—	—	—	—	—	4.6	4.5	4.4	5.0

*11月は欠測、また7月13日～17日は欠測
(注) 調査地点により、算出方法が異なる。

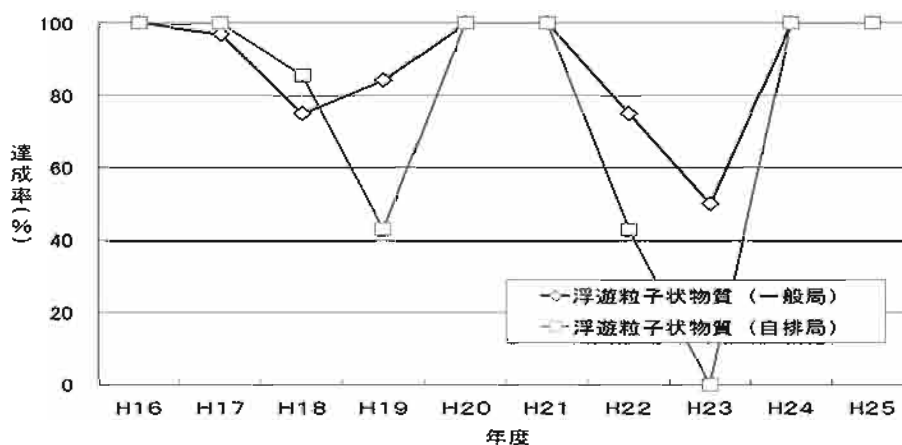
資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、竹原市、大竹市、東広島市

近年、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因で、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しており、その対策が関係国間で共通の関心事となっています。黄砂粒子の分析から土壌起源ではないと考えられるアンモニウムイオン、硫酸イオン、硝酸イオンなども検出され、飛来途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んでいる可能性も示唆されています。

広島県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質³が高濃度になる日が例年観測されていますが、平成25年度は観測されませんでした。(平成25年度黄砂飛来日数：1日)

また、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇した「微小粒子状物質(PM2.5)」に大きな関心が寄せられており、引き続き、PM2.5常時監視体制の強化、成分分析の実施及び県民への迅速な情報提供等を行います。

図表 3-1-3 浮遊粒子状物質の環境基準達成率



資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
環境基準達成率：二酸化窒素	%	100	100	100	H27
環境基準達成率：浮遊粒子状物質		100	100	100	
環境基準達成率：ベンゼン		100	100	100	
環境基準達成率：ジクロロメタン		100	100	100	

3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

【取組状況】

(1) 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

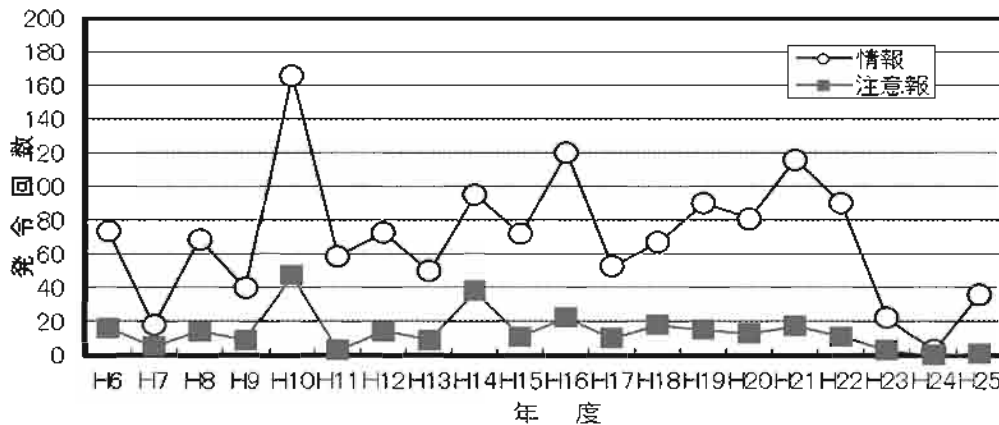
県内の大気汚染の状況を常時監視するため、11市3町に設置した39局の大気測定局と中央監視局で構成する監視システムにより、大気汚染物質や気象状況を常時測定しており、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にばい煙の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施します。また、主要発生源の企業11社に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視します。

【平成25年度実績】監視システムにより、大気汚染物質や気象状況の常時測定を行い、ばい煙の排出削減等必要な措置や県民への周知等を実施。光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を32回、注意報を1回発令。毎時データや発令情報はホームページ、携帯電話サイトに公開し、迅速な情報提供を図った。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

微小粒子状物質(PM2.5)については、新たに広島市1局、呉市1局、福山市1局で測定を開始し、県内13局での監視体制となりました。また、平成25年12月から、微小粒子状物質(PM2.5)の高濃度予報を実施する場合の基準を、早朝だけでなく午前中の状況からも実施できるように改正しました。

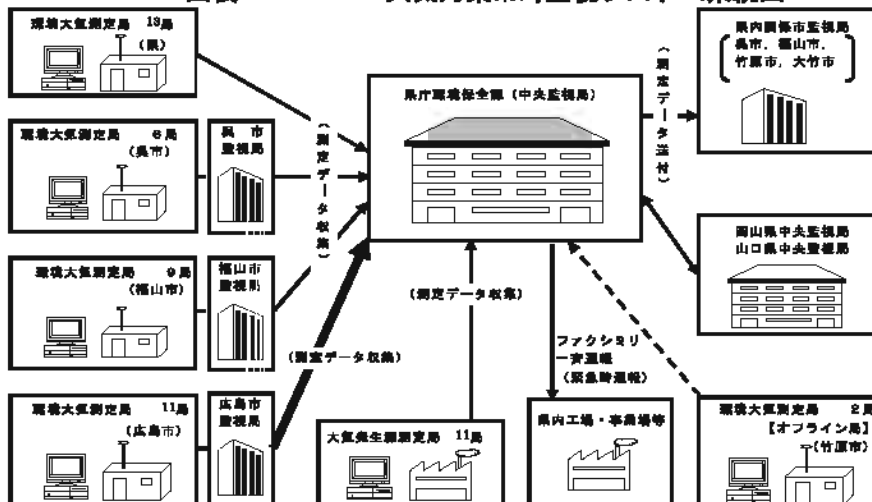
【平成26年度内容】引き続き、監視システムにより常時測定を行い、必要な措置や県民への周知等を実施。

図表 3-1-4 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-5 大気汚染常時監視システム系統図



広島県の大気汚染の監視・対策

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施します。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。平成25年度は、全工場(3,327工場)のうち、936工場に立入検査を実施し、9工場に対し、行政指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC）⁴の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等の指導を行う。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。平成25年度は27件の立入調査を実施。

ウ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】県内15箇所モニタリングを実施。平成25年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(3) 自動車排出ガス対策・交通の円滑化の推進

ア 生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進

(ア) 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【平成25年度実績・平成26年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、各種媒体による広報活動を実施。

(イ) 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【平成25年度実績・平成26年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

(ウ) 自動車使用合理化計画書⁶の作成 [環境保全課]

【平成25年度実績・平成26年度内容】一定規模以上の自動車を使用する事業者に対して、事業者等が加盟している各種団体等を通じて、自動車使用合理化計画書の作成等の啓発・広報活動等を実施。

4 VOC：Volatile Organic Compoundsの略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

イ 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島・福山都市圏の都市交通問題（渋滞，地球温暖化）を解決するため，パーク&ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】広島都市圏においては，パーク&ライドの利用を促すため，駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに，広報誌やイベント等で利用の呼びかけを実施。また，平成 25 年度は，店舗利用型パーク&ライド社会実験を実施。

福山都市圏においては，ノーマイカー運動を主体とした取組に加え，中心部ループバスやレンタサイクルなどの取組を実施。

ウ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課]

自動車交通が適切に分散され，渋滞が緩和・解消されるよう，環状道路やバイパスの整備を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】広島高速道路等（広島都市圏），その他のバイパス等について整備。

(イ) 街路事業 [都市計画課]

道路交通流の円滑化を図るため，路上工事の縮減に留意しつつ，環状道路・バイパス等の道路網の整備，道路の立体交差化，交差点の改良等の道路構造の改善といった基盤整備を推進します。

【平成 25 年度実績】神辺水呑線他 16 路線を整備。

【平成 26 年度内容】18 路線を整備予定。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため，交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市内において集中制御機及び車両感知器を更新し，より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため，光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により，ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報，規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため，交通情報板，光ビーコン等による渋滞情報，規制情報等の積極的な広報。

※関連事業：「自動車使用合理化計画」策定・公表制度（P8）

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等をとめて，そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や，公共交通への利用転換，時間や経路の変更などを進めることにより，交通渋滞の緩和を図り，環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

(4) 低公害車の普及促進

ア 生活環境保全条例に基づく自動車利用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」(平成21年3月改定)の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】低公害車の導入促進及びエコドライブ⁹研修・LANパソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

イ 自動車排出ガス規制 [環境保全課]

大気汚染防止法により、自動車排出ガスについて窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素等の規制がされており、段階的に強化されています。

《規制の概要は、「広島県環境データ集」参照(県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載)》

【平成25年度実績・平成26年度内容】エコドライブの推進等の広報・啓発を実施。

※関連事業：ひろしまEVタウン推進事業(P9)、県庁舎急速充電器整備・開放事業(P9)、環境に配慮した自動車に対する自動車税の減税(P9)、環境に配慮した次世代低公害車の導入(P9)

(5) 新たな汚染物質の監視体制の整備

ア 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、県では三次市における降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、市におけるモニタリング調査結果も含め監視を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】平成25年度は県全体では7市で降雨モニタリング調査が実施されているが、経年的にはほぼ横ばいの傾向。

⁹ エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などを招く違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにすることがあげられる。

2 健全な水循環の確保

【現状と課題】

(1) 公共用水域¹⁰の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、延べ140の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

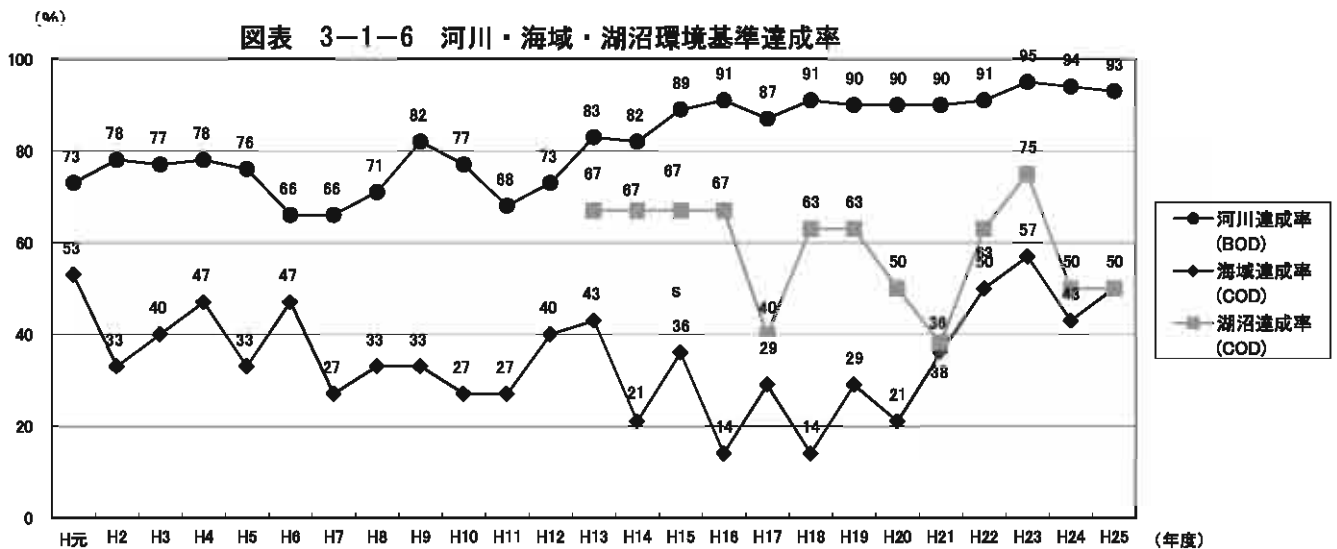
イ 生活環境項目

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD¹¹（河川）・COD¹²（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年（平成21年から25年度）の平均と比べて、河川及び海域は横ばい、湖沼はやや悪化の傾向となっています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量は減少傾向で、海域のCOD環境基準達成率は改善傾向にありますが、内部生産¹⁴や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下や、富栄養化¹⁵に伴う赤潮¹⁶も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん¹³の環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域全窒素は改善、湖沼全りんは横ばいの傾向です。



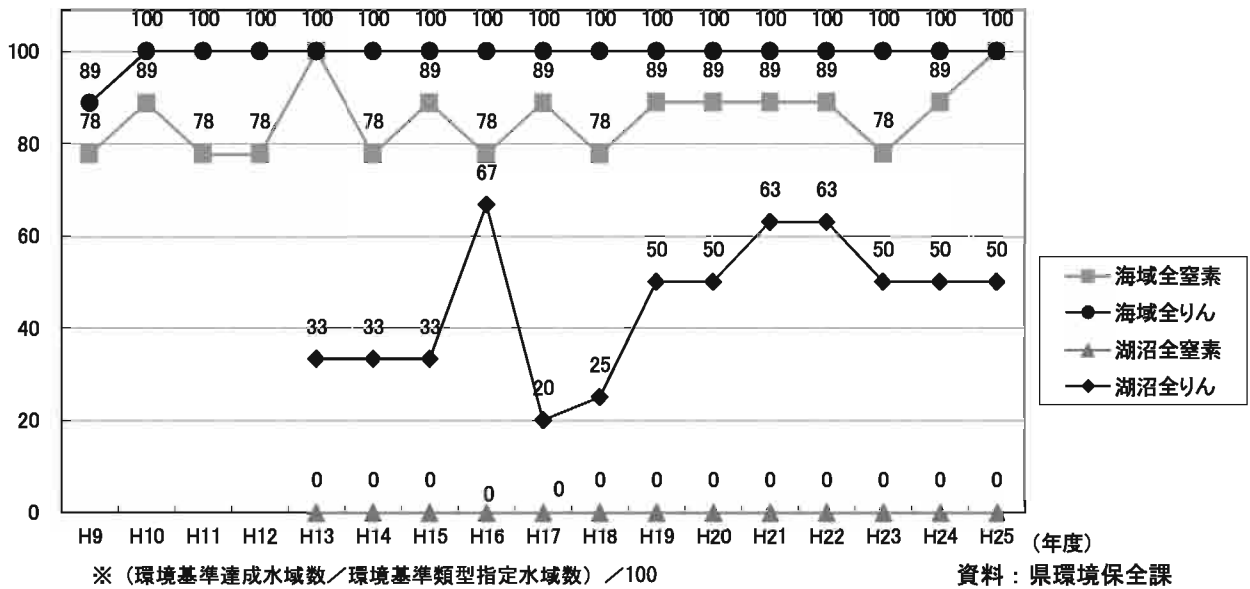
※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD、海域・湖沼はCODの環境基準達成率

10 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
 11 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
 12 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
 13 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
 14 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素や磷が不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
 15 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
 16 赤潮：窒素やりんが増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-1-7 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）



ウ 地下水

県内 53 地点で地下水の水質調査を実施しており、環境基準達成率は、近年、8 割前後（平成 25 年度 84.9%）で推移し、ほぼ横ばい傾向です。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的にはやや減少傾向です。

図表 3-1-8 県内で排出される汚濁負荷量（平成 24 年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	23	19	6	48
	窒素	12	13	17	42
	りん	0.6	1.0	0.7	2.3
その他 (江の川)	COD	1	2	2	5
	窒素	0	1	7	8
	りん	0.1	0.1	0.2	0.5
県計	COD	24	20	8	53
	窒素	12	14	24	50
	りん	0.6	1.2	1.0	2.8

※端数処理の関係で、計が合わない場合があります。

資料：県環境保全課

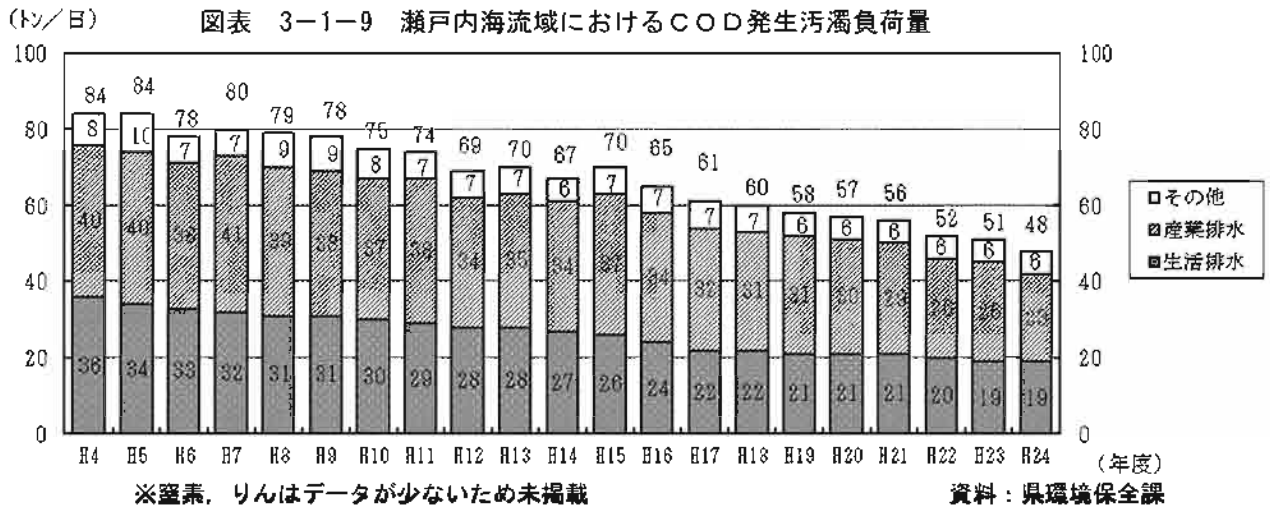
産業排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約4割、りんの約4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

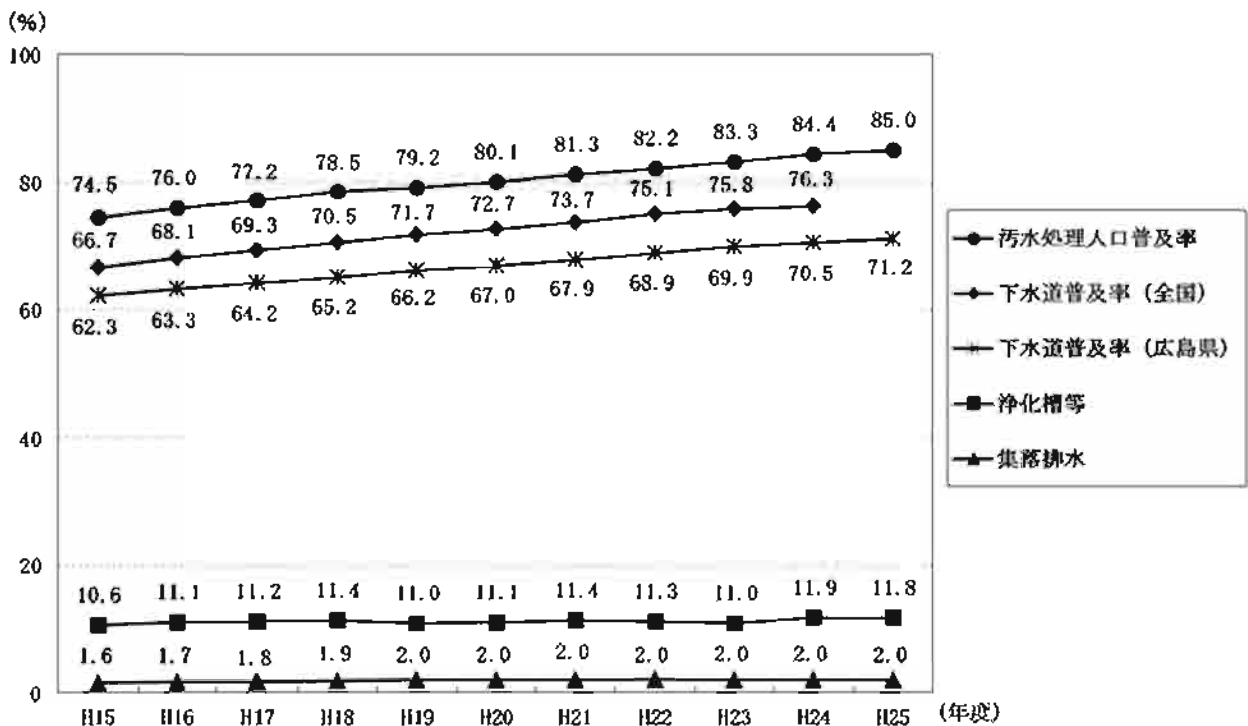
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約5～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。りんは、食料品製造業の割合が約1割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約5割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割、りんの約2割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》



図表 3-1-10 汚水処理人口普及率



(注) 平成25年度は速報値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県下水道公園課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

椋梨ダムでは、過去10年来、水の華・アオコが発生しており（平成25年度は56日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊土浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び椋梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-1-11 赤潮発生状況

年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を伴った件数	
	広島県	瀬戸内海	5日以内	6～10日	11～30日	31日以上	発生日数	平均日数	広島県	瀬戸内海
H16	5	118	1	2	2	0	54	15	2	13
H17	8	115	0	1	5	2	200	28	0	7
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	13
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	121	0	0	3	3	195	33	0	10

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所，県水産課

(4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
環境基準達成率：河川BOD	%	90.2	92.7	達成率の向上を図る	設定なし
環境基準達成率：海域COD		35.7	50.0		
環境基準達成率：海域全窒素		88.9	100		
環境基準達成率：海域全りん		100	100	100	H27
環境基準達成率：地下水		86.7	84.9	達成率の向上を図る	設定なし
COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）： 生活系COD	t/日	21 (H20)	19 (H24)	17	H26
COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）： 産業系COD		30 (H20)	23 (H24)	30	
COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）： その他COD		6 (H20)	6 (H24)	6	
汚水処理人口普及率	%	81.3	85.0 (速報値)	83.9	H25

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 下水道の整備促進 [下水道公園課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】14市8町で、下水道整備を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成25年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・りん除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成25年度末現在、179,200 m³/日で稼働）。沼田川流域下水道については、沼田川幹線の建設及び沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成25年度末現在、23,800 m³/日で稼働）。

イ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備を推進します。

【平成25年度実績】1地区について整備。

【平成26年度内容】1地区について整備。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図ります。

【平成 25 年度実績】汚水管路，処理場等を 2 地区で整備。

【平成 26 年度内容】汚水管路等を 1 地区で整備。

ウ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため，小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施します。また，し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから，生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進します。

区分	小型浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し，市町の事業費の 1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し，市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の 1/2 もしくは 1/3 を起債償還年度に補助

【平成 25 年度実績】小型浄化槽設置整備事業で 18 市町（1,068 基の浄化槽），浄化槽市町村整備推進事業で 3 市（239 基の浄化槽）に対し補助。

【平成 26 年度内容】小型浄化槽設置整備事業で 19 市町（1,397 基の浄化槽），浄化槽市町村整備推進事業で 3 市（270 基の浄化槽）に対し補助。

(イ) 浄化槽の管理（浄化槽対策事業，浄化槽適正維持管理促進事業）

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに，法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し，不適正な浄化槽については，改善等を指導します。

また，市町や法定検査機関等と連携して，浄化槽の適正な維持管理の促進を図るとともに，未受検者に対する適切な指導や法定検査に関するより効果的な普及啓発などにより，平成 27 年度までに法定検査の受検率が概ね 70%となるよう，受検率の向上を図ります。

図表 3-1-12 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

区 分	年 度					全 国 (H24)
	H21	H22	H23	H24	H25 (推計値)	
新設時の検査(7条検査)	99.7	99.7	99.8	99.6	100.0	91.0
定期検査(11条検査)	42.7	49.9	50.3	58.7	58.1	33.4

資料：県循環型社会課

【平成 25 年度実績】浄化槽設置（管理）者，浄化槽保守点検事業者等への文書指導，立入検査等を実施。浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会を開催し，課題や対応方策を検討。

【平成 26 年度内容】引き続き，市町や法定検査機関と連携し，要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに 25 年度に開催した検討会の検討結果を踏まえて，浄化槽の適正管理について啓発，指導を行い，受検を促進する。

エ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により，全県的な生活排水対策を推進します。さらに，水質汚濁が懸念される河川や湖沼については，生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じます。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】市町や関係団体の協力を得て，普及啓発活動を実施するとともに，計画の推進を図るため，計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し，住民，事業者，行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施します。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行います。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》
【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第7次総量削減計画（平成24年2月20日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量を総合的かつ計画的に抑制します。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行います。

図表 3-1-13 第7次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区分	26年度(目標年度)	21年度(基本年度)	削減
COD	53	56	△3
窒素	42	43	△1
りん	2.4	2.5	△0.1

資料：県環境保全課

【平成 25 年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第7次総量削減計画（平成24年2月策定）を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（平成25年度末現在）：COD217基、窒素178基、りん178基

【平成 26 年度内容】引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行います。大規模な工場・事業場については、水質・水量等を定期的に把握し、汚濁負荷量の効果的な監視を行います。《測定結果と監視網は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】水質の常時監視を実施。（平成25年度実績は次のとおり。）

項目	対象水域等
公共用水域	河川：38水系235地点、海域：6海域66地点、湖沼：8水域8地点
底質	河川：5水系12地点、海域：3海域14地点

エ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策の一環として、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施します。

《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）15箇所、開設中（7月）14箇所を実施。平成25年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出されなかった。

良好な水環境の確保
健全な水循環の確保

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。
【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。平成 25 年度は県内説明会(海面 2 箇所, 内水面 1 箇所), 巡回指導(海面 10 箇所, 内水面 10 箇所)を実施。

カ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の 1 府 10 県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換(随時)や赤潮情報の発令により、赤潮による漁業被害の未然防止を図る。13 件の赤潮情報を発令。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は 12 回の定期水質調査、10 回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

(ウ) 研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】漁業者等を対象にした研修会を 2 回開催。

キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業産地推進課]

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。平成 25 年度は 90 件(県認定 16 件, 市町認定 65 件)の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業産地推進課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心! 広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。平成 25 年度は 195 件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びにたい肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会(以下「指導協議会」)による巡回指導等を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】

指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。平成 25 年度は 19 戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

家畜排せつ物の適正な管理と良質たい肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、たい肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及びたい肥保管施設の整備を計画的に推進します。

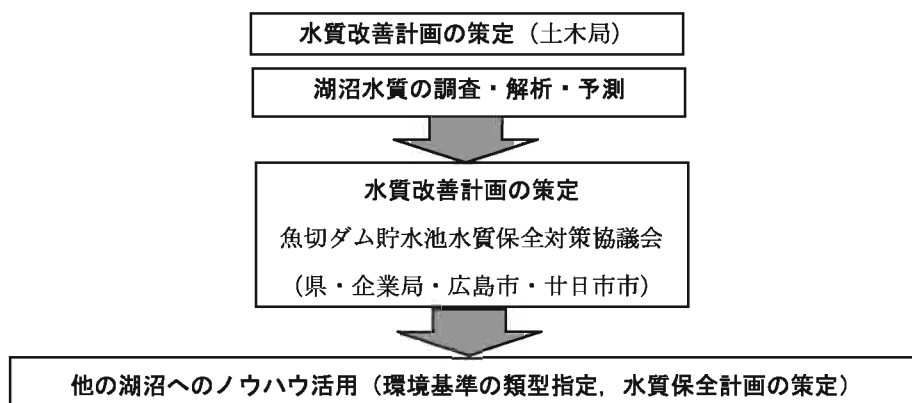
【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】

たい肥保管施設を整備。平成 25 年度は 1 箇所を整備。平成 26 年度は 1 箇所の整備を計画。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行います。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させます。

図表 3-1-14 湖沼水質対策の概要



【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成 22 年 2 月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより，関係機関と連携を図りながら，水質改善対策を推進。

また，啓発活動の一環として，本取組をホームページで公開し，関係住民への周知を実施。

シ 河川底質改善実証実験事業 [河川課]

河川環境整備の一環として，広島大学，中国電力との産学官連携により京橋川の環境悪化の原因となっているヘドロを浄化するため，底質改善に一定の効果がある石炭灰造粒物を活用した実証実験を行い，効率的・効果的な底質改善技術の確立を目指します。また，県内にある優れた底質改善技術を保有する企業の技術開発の支援育成を図るため，新たな底質改善材料を活用した河川環境整備を実施していきます。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】京橋川において石炭灰造粒物・新たな底質改善材料を活用した底質改善実証試験を実施。

ス 椋梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

椋梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を椋梨ダム貯水池水質改善計画（平成 25 年 2 月改正）に基づき，流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

良好な水環境の確保
健全な水循環の確保

セ 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成23年3月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（平成25年2月策定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

(3) 水源林の保全・整備の推進

ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施します。

【平成25年度実績】特に重要な水源地域において、荒廃した森林等1地区の整備を実施。

【平成26年度内容】引き続き、2地区において整備。

イ 多目的ダム建設事業 [河川課]

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成25年度実績、平成26年度内容】野間川ダムの供用開始（平成25年7月）、庄原ダム建設事業を実施。

(4) 地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水調査を行います。

【平成25年度実績】県内55地点での調査を実施。

【平成26年度内容】県内50地点での調査を実施。

3 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

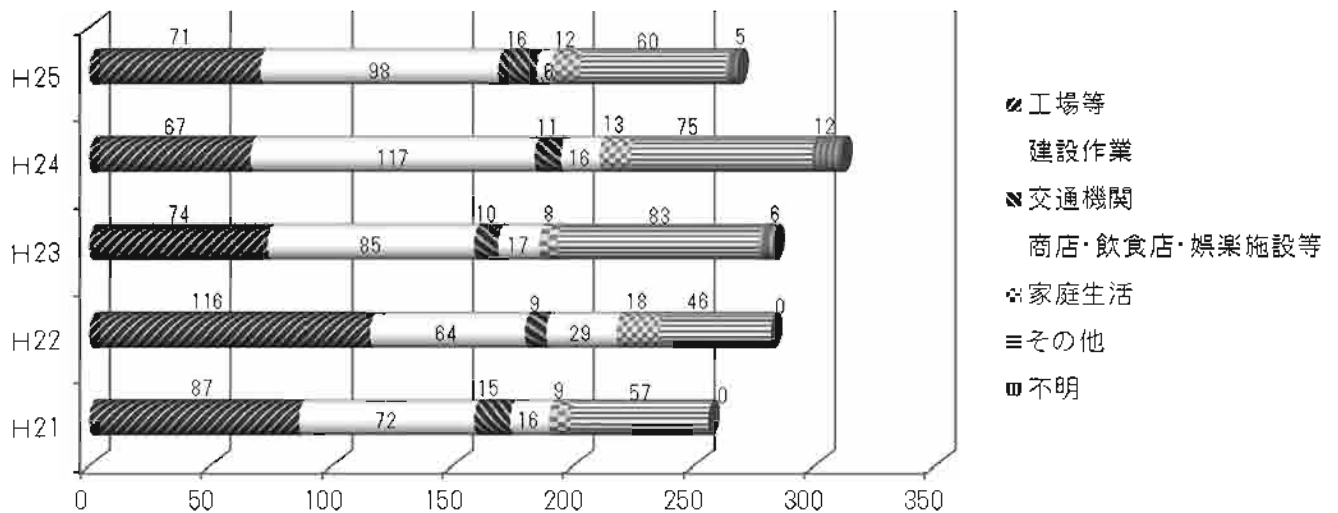
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、依然として低い状況にあります。一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています。（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。《環境基準達成率は、「広島県環境データ集」参照》

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動¹⁸）による問題も生じています。

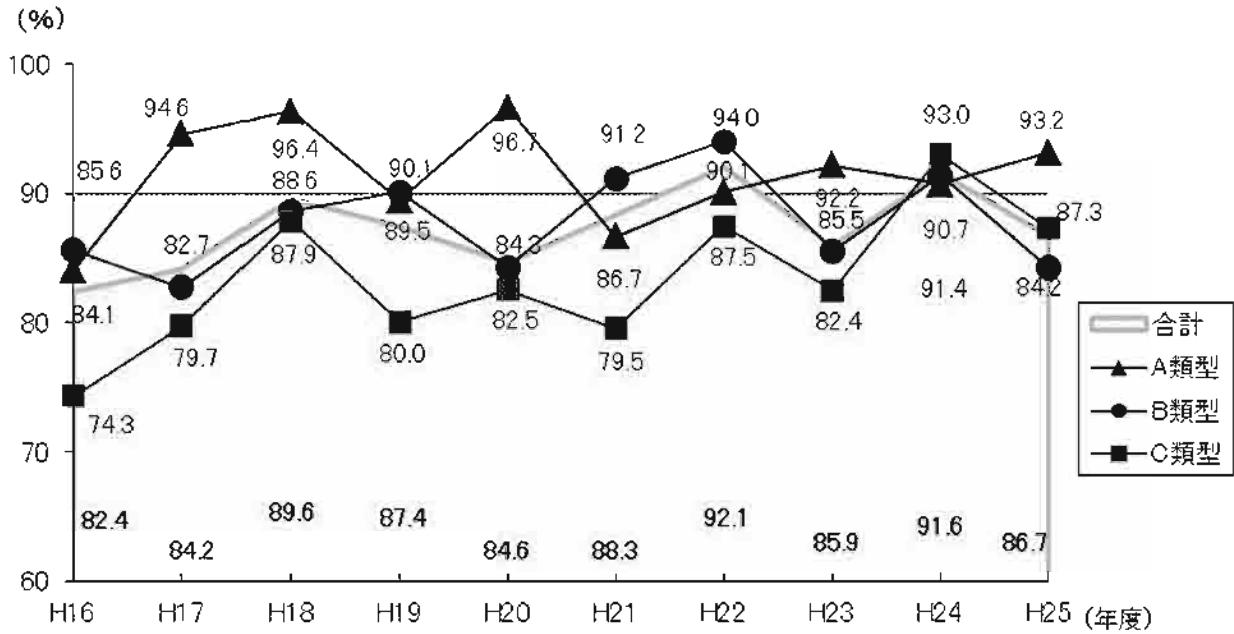
図表 3-1-15 騒音に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

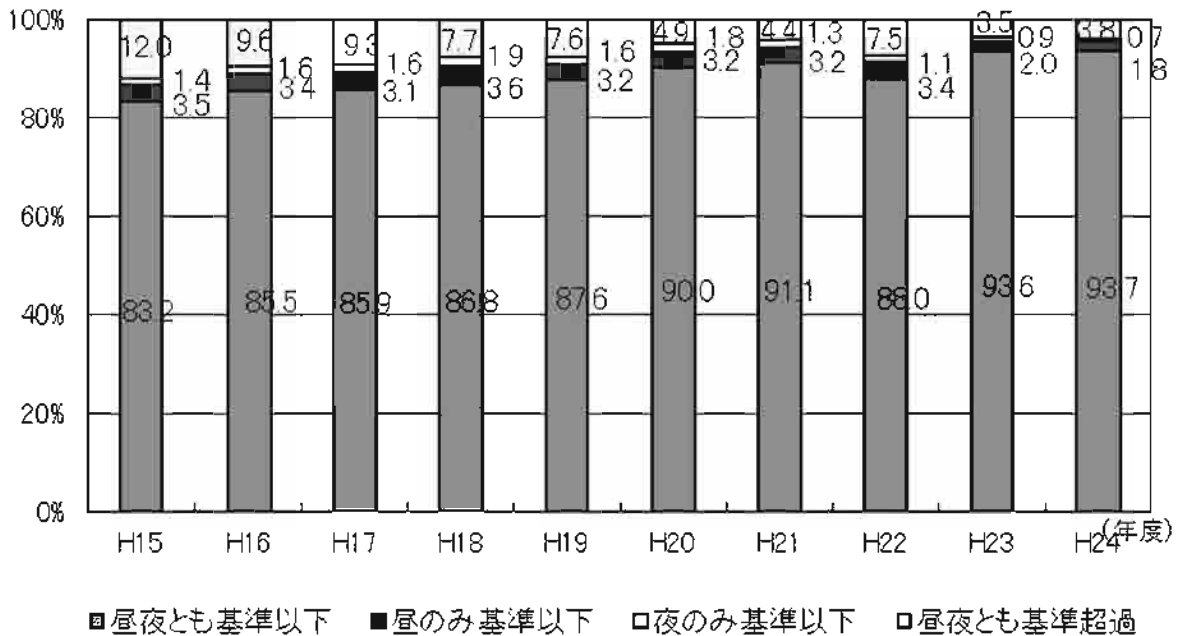
18 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

図表 3-1-16 一般地域における騒音の環境基準達成率



資料：県環境保全課

図表 3-1-17 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

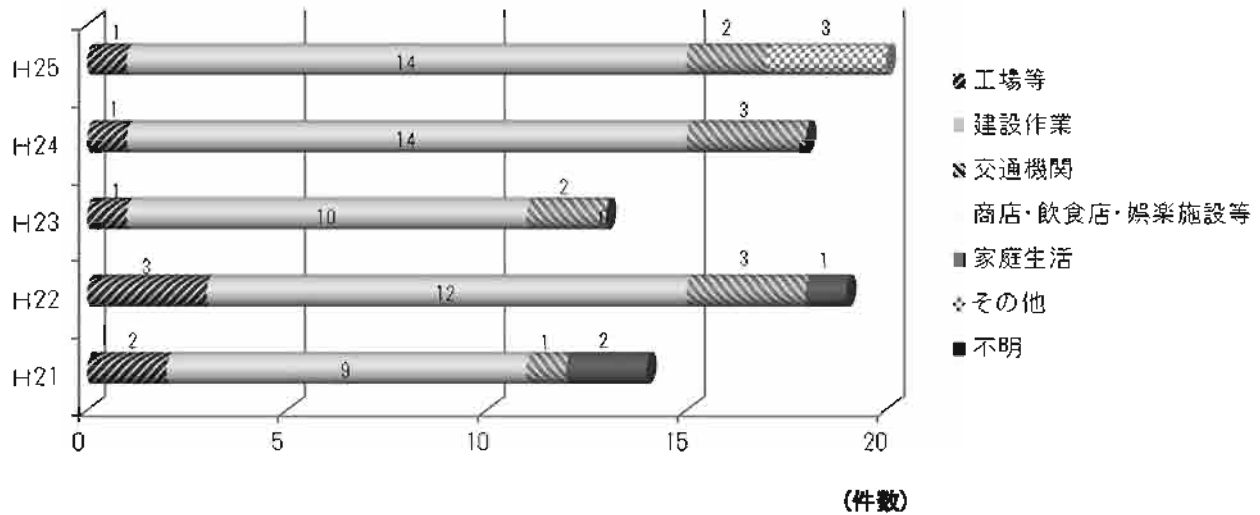


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-18 振動に係る苦情件数の推移



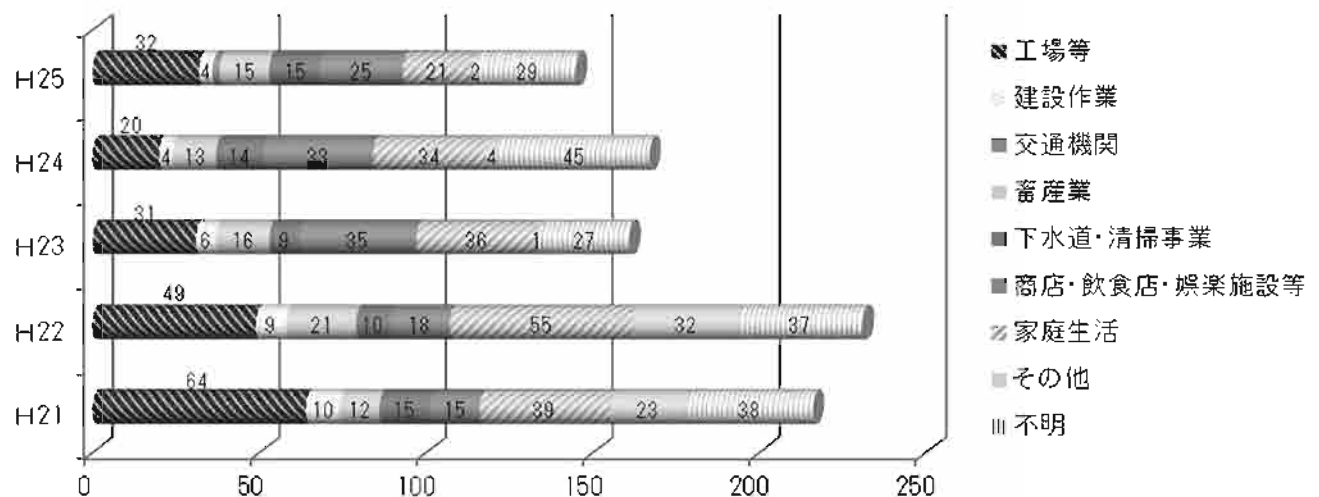
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数¹⁹に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-19 悪臭に係る苦情件数の推移



19 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がにおいにかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
環境基準達成率：一般地域における騒音	%	88.3	86.7	達成率の向上を図る	設定なし
環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		57.7	73.6		
環境基準達成率：航空機騒音		100	100	100	H27
環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		75.0	63.6	達成率の向上を図る	設定なし

【取組状況】

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 【環境保全課】

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（平成25年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（平成25年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》
【平成25年度実績・平成26年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 【環境保全課】

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。平成25年度は市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績なし。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。平成25年度は市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績なし。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 【環境保全課】

【平成25年度実績・平成26年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課, 空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施します。《類型指定状況, 測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績】常時 5 地点, 短期 22 地点で騒音測定を実施。

【平成 26 年度内容】常時 5 地点, 短期 20 地点で実施予定。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況, 測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

エ 規制の強化 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施します。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行います。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行います。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

オ 立入・改善指導 [環境保全課]

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。平成 25 年度は立入調査等による改善勧告等の実績なし。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

4 県・市町・企業による環境保全対策

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第 17 条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制, 下水道, 廃棄物処理施設, バイパス, 公園の整備など, 総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 3-1-20 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間 (年度)
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24. 3. 16	H23~H32
広島地域	広島市の区域	H24. 3. 16	H23~H32

資料：県環境政策課

悪臭防止法による悪臭の規制・改善指導

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-1-21 公害苦情事案の取扱件数

年度	区分 取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 生年 度 数 (A)	繰越 件数 (B)	前 年 度 増 加 件 数	対 前 年 度 比
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	悪 臭	そ の 他				
H19	1,461	402	261	302	188	308	1,408	53	△200	0.88
H20	1,594	359	288	297	244	406	1,513	81	133	1.09
H21	1,482	327	329	276	216	334	1,439	43	△112	0.93
H22	1,524	352	335	298	232	307	1,369	155	42	1.03
H23	1,450	389	291	309	172	289	1,402	48	△74	0.95
H24	1,650	441	290	343	180	396	1,606	44	200	1.14
H25	1,428	375	242	288	145	378	1,392	36	△222	0.87
25年度構成比(%)	100.0	26.3	16.9	20.2	10.1	26.5	-	-	-	-

(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

【取組状況】

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進する。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 広島地域及び備後地域の公害防止計画を推進。

イ 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 協定内容の確認調査、設備の新増設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

ウ 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を 220 人（うち公害苦情相談員 121 人）配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

エ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あつせん、調停及び仲裁を行います。

【平成 25 年度実績】新規事件受付件数 1 件（調停）、継続事件件数 1 件（調停）、
 終結件数 2 件（調停打ち切り及び調停成立各 1 件）

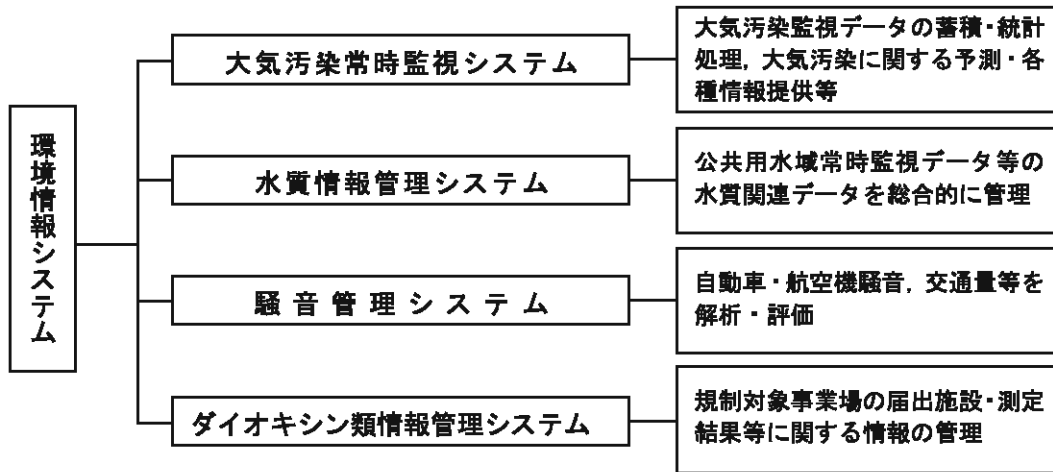
【平成 26 年度内容】継続事件件数 0 件

5 環境汚染事案への対応

【現状と課題】

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

図表 3-1-22 環境情報システムの概要



【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
水質事故発生件数	件	182	180	現状より減少させる	設定なし

【取組状況】

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。平成 25 年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて 180 件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、112 件。

また、県広報番組及び県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとと

もに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 環境情報システムの運用 【環境保全課】

大気汚染等に関する監視システムの運用を通じ、大気汚染や水質汚濁の未然防止を図るとともに、大気・水質等に関する情報管理システムにより県内の環境の状況を把握します。また、電子県庁の推進にあわせて情報加工・提供機能を強化し、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】監視システム及び情報管理システムにより、環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：モニタリング調査の普及（P81）

第2節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR²⁰制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質（462物質）について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した平成24年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国15位（2.5%）、届出排出量・移動量は、全国11位（3.6%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国10位（3.7%）です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は、キシレン（主な用途：溶剤）、トルエン（主な用途：溶剤）、マンガン及びその化合物の順で、排出量全体の54.5%を占めています。

なお、平成20年11月の化管法施行令の改正により、対象化学物質及び対象業種が変更になり、平成22年度把握、23年度届出から実施されています。

図表 3-2-1 化学物質の排出状況等（平成24年度）

区 分		広島県		全国		
届出事業所数		917		36,504		
排出先・移動先又は排出源の区分		量（t/年）	割合（%）	量（t/年）	割合（%）	
届出排出・移動量	排出量	大気	6,348	45.7	147,000	38.6
		公共用水域	320	2.3	7,720	2.0
		土壌	0	0.0	2	0.0
		埋立処分	2,634	18.9	7,517	2.0
	計	9,302	(66.9)	162,239	(42.5)	
	移動量	下水道	4	0.0	1,368	0.4
		廃棄物	4,594	33.0	217,761	57.1
計		4,598	(33.1)	219,128	(57.5)	
届出排出・移動量計		13,900	100.0	381,368	100.0	
届出外排出量	対象業種（取扱量1t/年未満）	1,088	19.3	44,215	18.2	
	非対象業種	1,623	28.8	83,406	34.2	
	家庭	1,340	23.8	51,809	21.3	
	移動体（自動車等）	1,583	28.1	64,149	26.3	
	小計	5,634	100.0	243,578	100.0	
排出量合計		14,936		405,817		

（注1）量（t/年）の数值は、小数点第1位を四捨五入しています。

（注2）端数処理の関係で、計が合わない場合があります。

資料：県環境保全課

²⁰ PRTR：市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のことで、Pollutant Release and Transfer Register の略

(2) ダイオキシン類²¹の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) オゾン層²²保護の推進

フロン²³、ハロン、四塩化炭素などが大気中に排出されて成層圏に達すると、オゾン層を破壊するといわれています。オゾン層が破壊され、地上に有害な紫外線が降り注ぐようになると、皮膚ガンや白内障などの健康被害や植物などの生育障害を生じ、地球の生態系に大きな影響を与えることになります。

このため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊の徹底を図る必要があります。

(4) アスベスト²⁴対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100	H27
ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100	
ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100	
化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	7,092 (H20)	6,348 (H24)	排出量の削減を図る	設定なし
化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		228 (H20)	320 (H24)		
化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		2,998 (H20)	2,634 (H24)		

21 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

22 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

23 フロン：炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものをCFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強いCFC-11などの5つを特定フロンという。CFCは1995年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFCがオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けてHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020年生産全廃）とHFC（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の2種類がある。

24 アスベスト：石棉ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション²⁵等の推進

(ア) PRTRデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²⁶に関する情報を提供します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、PRTR 対象物質についての情報をホームページ等により、わかりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図ります。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】大気、水質等の調査を年 1～4 回実施。平成 25 年度は、大気 25、水質 34、底質 23、土壌 16 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。平成 25 年度は、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、河川 8 地点及び海域 2 地点の水質調査等の結果、いずれも予測無影響濃度を下回った。

25 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

26 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

オ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。平成 25 年度は、経年的な変化を把握する 6 物質群のモニタリング調査を実施。

カ フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収 [環境保全課]

「フロン回収破壊法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】回収業者の登録を行うとともに、適正にフロン類の回収・引渡しが行われるよう立入検査等を実施。行程管理制度の導入等について適正な執行を図る。平成 25 年度は第一種フロン類回収業者 88 件を新規に登録し、年度末での登録業者数 503。第一種フロン類回収業者等の立入検査を 35 件実施。

キ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB, 水銀, トリブチルスズ化合物 (TBT) 及びトリフェニルスズ化合物 (TPT) による食品の汚染状況を調査します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】尾道総合食品地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。平成 25 年度は全て暫定的規制値以下。

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】11 地点で調査。平成 25 年度は全て通常の数値の範囲内。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

(3) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課, 産業廃棄物対策課, 健康対策課, 建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】相談窓口の設置，県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成，県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき，建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し，作業基準の遵守を指導するとともに，アスベストの飛散防止を指導します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し，アスベスト飛散状況調査の実施。平成 25 年度立入検査は 56 件（うち測定調査 13 件）。平成 26 年度は改正大気汚染防止法を事業者へ周知。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】環境モニタリングを実施。平成 25 年度は，一般環境 12 地点において実施。すべて敷地境界基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき，処理業者等への立入検査や，廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し，アスベスト廃棄物の適正処理を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し，アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

オ 石綿健康被害救済基金拠出金 [環境政策課]

石綿による健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るため，国，事業者，他の都道府県と協調して救済給付に充てるための資金を拠出します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】（独）環境再生保全機構に設置されている「石綿健康被害救済基金」に対し，救済給付の資金を拠出。

2 土壌汚染対策の円滑な推進

【現状と課題】

工場跡地等の土壌汚染については，平成 24 年度の全国の調査事例によると，1,905 件中 906 件で土壌汚染が判明するなど，高い水準で推移しており，県内においても，土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は，いったん汚染されると，その影響が長期にわたり，地下水への影響も考えられることから，適切な未然防止対策を講じるとともに，必要な調査を実施し，汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

このような状況に対応するため，平成 21 年 4 月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成 22 年 4 月 1 日施行）され，土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や，規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化，汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設などの措置が講じられています。

また，農用地における土壌汚染は，農作物に対しても影響を与えることから，農用地におけるカドミウム，亜鉛，銅などによる土壌汚染が生じないように，肥料や農薬の適切な使用を指導することが必要です。

【取組状況】

(1) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 【環境保全課】

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施。(平成 25 年度末現在の指定状況：要措置区域 1 件、形質変更時要届出区域 23 件)

図表 3-2-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数 (平成 25 年度)

項 目	件 数
法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告	8
法第 3 条第 1 項ただし書に基づく確認	37
法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質変更の届出	161
法第 4 条第 2 項に基づく調査命令	1
法第 5 条第 1 項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定	13
要措置区域等の解除 (一部解除を含む, 延べ件数)	8
法第 14 条に基づく指定の申請	9
法第 22 条に基づく汚染土壌処理業の許可申請	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 【環境保全課】

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壌汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について、指導を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】条例に基づき、土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 3-2-3 広島県生活環境の保全等に関する条例 (土壌環境の保全) に基づく報告等の件数 (平成 25 年度)

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	133
土壌汚染確認調査結果の届出	0
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(2) 農用地の汚染防止

ア 農薬適正使用推進対策事業 【農業技術課】

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施します。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】農薬取締法の内容について講習会などで周知を図り、農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施し、適正な農薬使用・保管管理の徹底を図る。平成 25 年度実績は危害防止講習会(県内 5 会場, 572 人), 立入検査(138 箇所, うち指導件数 21)を実施。(注) 立入検査件数は、権限委譲市町分を含む。

イ 農業生産資材総合対策事業 [農業産地推進課]

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壌機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組みます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。平成25年度は肥料登録申請・届出の受付(77件)。(注)受付件数は、平成25年1月から12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

(3) 大久野島土壌汚染対策

ア 環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壌汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策(平成11年6月完了)が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的を実施します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】大久野島周辺海域5箇所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて定量下限値未満。引き続き、水質調査を実施。

第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全

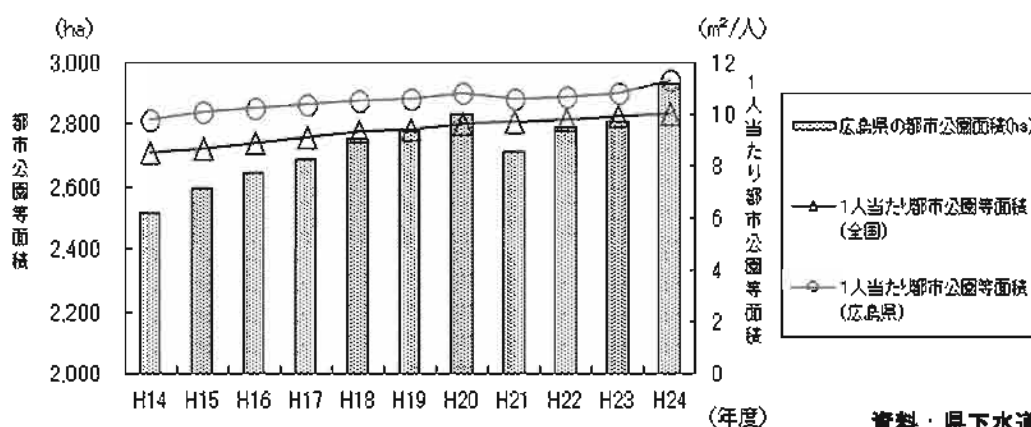
1 身近な生活環境の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山²⁷・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-3-1 都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県下水道公園課

図表 3-3-2 緑地環境保全地域数及び面積（平成26年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818	818		
自然公園面積		37,853	37,853		
1人当たり都市公園等面積	m²/人	10.8 (H20)	11.3 (H24)	設定なし	
森林ボランティア参加数	人	56,000	65,600	70,000	H27

27 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

28 都市公園：都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 県内 22 箇所緑地環境保全地域の保全の推進。

イ 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 平成 22 年度から 5 年間の予定で第 3 期対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれる。平成 25 年度は協定面積 21,709ha に対し、2,927,176 千円を交付。

ウ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持します。

【平成 25 年度実績（旧事業名：農地・水・環境保全向上対策）】 共同活動 266 組織（9,069ha）、293,713 千円および、向上活動 57 組織（3,141ha）、135,906 千円を交付。

【平成 26 年度内容】 新制度創設にあわせ協定面積を拡大して実施予定。

エ 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

オ 都市公園事業 [下水道公園課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 平成 25 年度は龍王山総合公園（東広島市）等、6 箇所公園整備を実施。

カ 街路事業 [都市計画課]

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により良好な道路環境の整備を推進。

2 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て，次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では，平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し，景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など，良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから，市町が景観行政団体となり，主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また，県内の数々の文化遺産のうち，国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件，周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり，いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を，県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに，県民の文化の向上に資するため，整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-3-3 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3. 12. 25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び 東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町 （旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広島 島町（旧芸北町の区域）	全 域：景観形成地域	H5. 2. 10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22. 4. 1市景観計画区域となったことに 伴い，県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧藩刈町，旧下藩刈町，旧川尻町， 旧豊浜町，旧豊町の区域）	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-3-4 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），府中市
（旧上下町を除く区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内
町を除く区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），
江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）
※H19. 10. 1（三次市），H20. 3. 1（呉市）にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務を適
用除外

資料：県環境保全課

図表 3-3-5 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16. 12. 17），広島市（H16. 12. 17），福山市（H16. 12. 17），三次市（H17. 4. 1），尾道市（H17. 8. 1），
呉市（H17. 10. 1），廿日市市（H21. 7. 15）

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 （H21）	現状値 （H25）	目標値	目標 年度 設定 なし
景観計画策定市町数	市町	3	5	増加を図る	

【取組状況】

(1) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策の促進を図る。

(2) 地域景観の保全や創造、活用等の支援

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】届出制度による指導を行い、良好な景観の保全等に努める。平成 25 年度の大規模行為等の届出実績 262 件。

イ 道路環境整備事業 [都市計画課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は鷹取奈良津線（福山市）、高小路線（庄原市）において、電線類の地中化を実施。平成 26 年度は左記 2 路線に加えて、廿日市駅通線（廿日市市）を実施予定。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】協議制度の活用により、良好な景観の創出に努める。

(3) 地域における歴史的・文化的環境の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は重要文化財浄土寺方丈（尾道市）など 10 件の保存修理事業に対し助成。平成 26 年度は 11 件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は県史跡（呉市）など 3 件の保存修理事業に助成。平成 26 年度は 1 件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検，雪降ろし等に対し助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は国宝不動院金堂（広島市）など 33 件の防災設備保守点検事業等に対し助成。平成 26 年度は 33 件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 【文化芸術課・文化財課】

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため，インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

(ア) 文化財ホームページ【広島県の文化財】の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容，写真等の情報を紹介し，指定文化財の公開活用を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加する。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し，広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】縮景園，浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて，利用促進と学習支援の充実を図る。平成 25 年度の見学者数は，縮景園が約 24.2 万人，浄楽寺・七ツ塚古墳群が約 10 万人。

ウ 埋蔵文化財の保護と活用 【文化財課】

埋蔵文化財の保護と活用を図るため，「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに，開発事業との調整により，埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査，試掘調査を実施するとともに，埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成 25 年度実績】中国横断自動車道尾道松江線建設事業など 7 の事業に伴う踏査，試掘調査を実施。

【平成 26 年度内容】 9 の事業に伴う踏査，試掘調査を実施および市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し，埋蔵文化財の一層の保護を図ります。

第4章 広島豊かな「生物多様性の保全」

【目指す姿】

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。

第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護

1 生物多様性の保全

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内種数	カテゴリー別種数					選定種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆虫類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
イノシシ	437	446	574	501	394	351
シカ	57	77	70	69	48	55
サル	15	23	40	20	19	13
その他獣類	16	21	23	14	15	11
鳥類	110	101	141	88	67	47
計	635	668	848	692	543	477

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
鳥獣保護区面積	ha	59,647	58,602	H28 ^{※1}
レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	設定なし	
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	2,000 (H24)	3,000	H29 ^{※2}
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	32	78頭以内 ^{※3}	H28
イノシシ年間捕獲頭数		21,806 (H24)	20,000 ^{※4}	
ニホンジカ年間捕獲頭数		7,816 (H24)	8,000 ^{※5}	

※1 平成24.3策定の第11次鳥獣保護事業計画により見直したものの。

※2 平成25.3策定の未来につなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～により見直したものの。

※3 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める、現在の生息数を安定的に維持するための年間捕獲頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）。目標値は生息数調査を基に、平成24.3改訂の特定鳥獣保護管理計画により見直したものの。

※4 平成24.3改訂の特定鳥獣保護管理計画により見直したものの。

※5 H25.3改正の特定鳥獣保護管理計画により見直したものの。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、NPO等が実施する絶滅危惧種等の保護活動、生物多様性に関する普及啓発活動、市町が行う特定外来生物の防除活動を支援します。

【平成25年度実績】NPO等が実施する生物多様性に関する普及啓発活動又は絶滅危惧種等の保全活動への補助。ヒョウモンモドキ保全地域協議会への参画。

【平成26年度内容】講座を開設し、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材を育成。

イ ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討するとともに、海砂の除去、草刈等を実施し、生息環境を整備。また、絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。

ウ アビ生息調査 [自然環境課]

県鳥のアビについての保護対策を実施するため、基礎データとなるその飛来数を調査します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】生息海域において、飛来数調査を実施。

エ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めます。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除への取組を促進。また、セアカゴケグモの防除等に係る指導の実施。

オ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、事業後地の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。

カ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

キ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 生物多様性の県民への周知

ア 生物多様性モニタリング事業 [自然環境課]

生物多様性を保全しその持続可能な利用を図るためには、生物多様性の状況を把握し科学的な評価に基づいた対策を行うとともに、生物多様性の重要性について県民の理解を得ることが必要です。そのため、専門家による生物多様性の現況を把握するためのモニタリング方法を確立し今後のレッドデータブックの改訂等の基礎資料を蓄積するとともに、県民からの情報収集による生物多様性モニタリング調査を実施し情報提供することにより普及啓発を図ります。

【平成 25 年度実績】生物多様性のモニタリング・評価手法やこれらの体制について専門家とともに検討し、現況調査マニュアルを作成。また、県民からの生物多様性に関する情報収集を開始し情報を発信。

【平成 26 年度内容】策定したマニュアルに基づく重要な生息・生育地に関する県民参加型の現地調査や文献調査の実施。専門家の講師派遣による県内保護団体の専門性の向上。県民からの情報収集による生物多様性モニタリング調査及び情報の発信の継続。

イ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターを募集し表彰します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】

ポスターを募集し鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成 25 年度愛鳥週間ポスター特選（平成 24 年度募集分）

		
<p>広島市立可部小学校 2年 池村 萌々子</p>	<p>如水館中学校 1年 藤田 真由</p>	<p>広島県立尾道東高等学校 1年 藤村 かづき</p>

(3) 地域における人と自然との関係の再構築

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 【自然環境課】

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であり、人の生活や経済活動と野生動物の間の軋轢の解消を図るための適切な管理（個体数調整を含む。）を行うことが求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を前提として、西中国山地に生息する地域個体群を山口県・島根県の3県で保護管理を行います。

【平成 25 年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）を実施。出没の予測や住民等への注意喚起を行うため、ツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査を実施。ツキノワグマへの対応を適切かつ迅速に実施するため、職員への研修を実施。

【平成 26 年度内容】昨年度に引き続き、堅果類の豊凶調査、ツキノワグマへの対応を適切かつ迅速に実施するため、職員への研修を実施。次期特定鳥獣保護管理計画改訂に向けて、山口県・島根県と共同でツキノワグマの生息状況調査を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 【自然環境課】

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】構成 9 市町により、保護管理対策について検討・実施するとともに、普及啓発用のパンフレットを作成。平成 26 年度から構成市町が 10 市町（世羅町加入）となる予定。

エ 被害防止の普及啓発 [自然環境課]

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成 25 年度実績】広島市立飯室小学校、広島市立湯来西小学校、三次市立君田小学校、庄原市立口北小学校、庄原市立高野小学校及び神石高原町立来見小学校で、ツキノワグマの生態や対処法について、啓発事業を実施。

【平成 26 年度内容】小学生を対象とした講座を 5 校程度で実施する予定。

オ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第 11 次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成 25 年度実績】鳥獣保護区（102 箇所 59,647ha）。

【平成 26 年度内容】鳥獣保護区（101 箇所 59,552ha）。

第2節 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（平成26年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積(ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成26年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国 立 公 園	5,403	5,458	5,556	6,894	6,870
国 定 公 園	1,229	1,148	1,128	1,122	1,144
県 立 自 然 公 園	712	699	599	624	631
県 民 の 森	138	140	135	148	152
もみのき森林公園	190	191	192	195	195
県 民 の 浜	57	71	66	68	72
中 央 森 林 公 園	278	269	261	284	283
中 国 自 然 歩 道	303	313	293	336	366
県 自 然 歩 道	38	39	40	47	45
合 計	8,348	8,328	8,269	9,718	9,757

資料：県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
県自然環境保全地域面積 [再掲]	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積 [再掲]		818	818		
自然公園面積 [再掲]		37,853	37,853		
自然公園利用者数	千人	7,343	8,645	7,500	
1人当たり都市公園等面積 [再掲]	m ² /人	10.81 (H20)	11.3 (H24)	設定なし	
野外レクリエーション施設利用者数	千人	662	701	700	H27
自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	現状を維持	
森林ボランティア参加数 [再掲]	人	56,000	65,600	70,000	

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図ります。
【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

※ 関連事業：森林整備加速化・林業再生事業(P16)、ひろしまの森づくり事業(P16)

(2) 利用者ニーズに対応した利活用される自然公園づくり

ア 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園，国定公園，県立自然公園，野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道，県自然歩道））においては、地元市町，指定管理者等との密接な連携のもと，県民が自然とふれあう機会を増進するため，ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図ります。

【平成 25 年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	園地整備（弥山山頂） 真砂土舗装：6.0 m ² 平石張り舗装：6.8m ² 等
西中国山地国定公園	三段峡	歩道の安全対策 危険斜面の安定化工事（岩接着工）：212.0 m ² 等
	牛小屋	公園内整備 木橋改修等：一式
野外レクリエーション施設等	県民の浜	栈橋撤去 撤去：一式
中国自然歩道	福山市	歩道の安全対策 危険斜面の安定化工事（固定工）：280.0 m ² 等

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

【平成26年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道の安全対策 危険斜面の安定化工事（岩接着工）等
	牛小屋	公園内整備 舗装工：2,718.3 m ³
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道の安全対策 危険斜面の安定化工事（落石防止網工）：300.0 m ² 等
野外レクリエーション施設等	中央森林公園 （公園センター等地区）	三景園 もみじ橋架替，配管工事
	中央森林公園 （FHG地区）	セミナーハウス渡廊下設置，多目的ホール棟改修工事
	県民の浜	宿泊研修棟の改修 浴室，トイレ，客室改修
中国自然歩道	福山市	歩道の安全対策 歩道路面の安全対策工事（舗装工）：447.2 m ²

※1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(3) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】自然海浜保全地区（19箇所）の保全と適正な利用に努める。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場³や干潟⁴などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産量の増大を図ります。

【平成25年度実績】干潟の造成（廿日市市・潜堤工）、藻場の造成（広島県，呉市3.7ha）、海底の清掃（呉市，東広島市12.8k m²）を実施。

【平成26年度内容】干潟の造成（廿日市市2.0ha）、藻場の造成（広島県，呉市2.4ha）、海底の清掃（広島市，呉市，東広島市9.1k m²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】玖島川（廿日市市）などにおいて、地域の状況を考慮した工法により整備。

エ 放置艇の規制 [港湾振興課]

「港湾法」（第37条の3）及び「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成25年度実績】福山港において放置等禁止区域の指定，周知の実施。

【平成26年度内容】広島港及び福山港において放置等禁止区域の拡大の検討。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

オ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成 25 年度実績】 広島港及び尾道糸崎港で整備した干潟のモニタリングを実施。

【平成 26 年度内容】 広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

(4) 身近な自然環境の保全（再掲）

※ 第3章「第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全」(P64～68)

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

また、本県の藻場・干潟は、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にあります。自然海岸も、約 31.5%が残存するのみで、全国の 53.1%に比べ少なくなっています。(H8 時点。環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査より)

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
藻場面積	ha	1,840 (H4)	—	1,848.5	H27
藻場面積 (藻場造成・移植) (尾道糸崎港貝野地区)		1,842 (H10)	—	—	
干潟面積		0.95	0.95	0.95	
干潟面積 (人工干潟) (尾道糸崎港浦崎地区 : 9.6ha) (広島五日市地区 : 24.0ha)		1,068 (H10)	—	設定なし	
		33.6	33.6	33.6	H27

【取組状況】

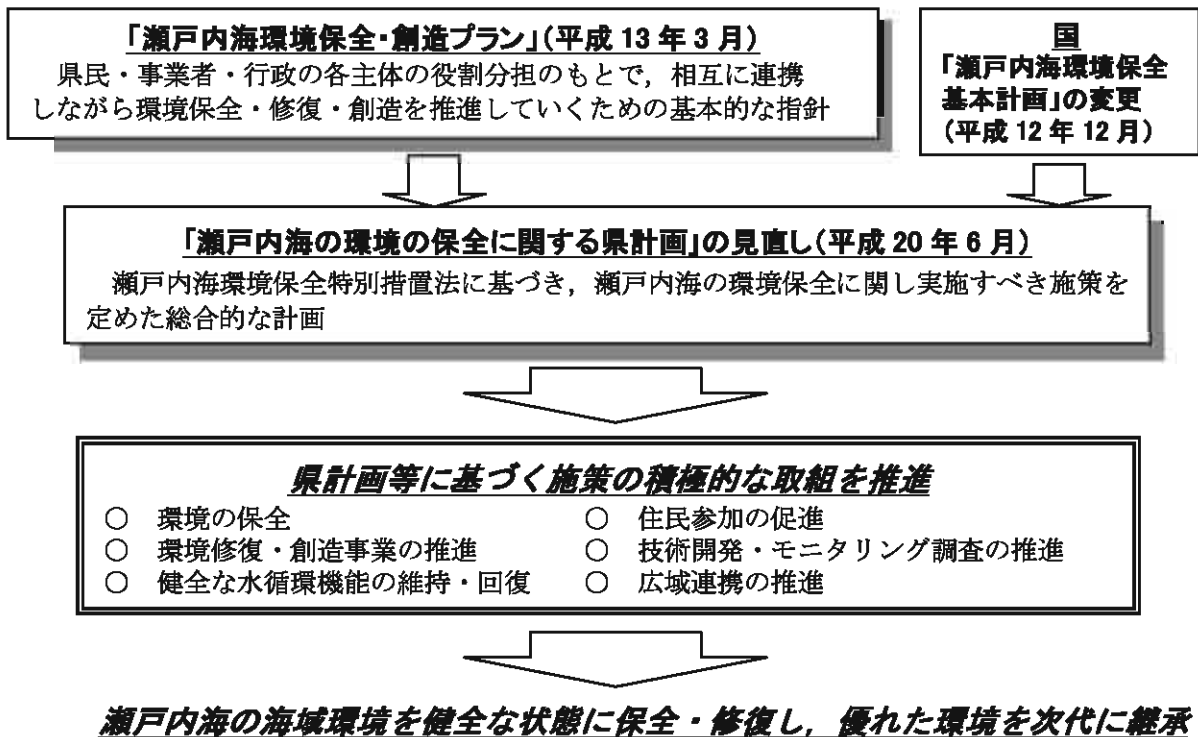
(1) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成 26 年度は国基本計画の見直しの動きがあり、これを受け、県計画の変更に着手。

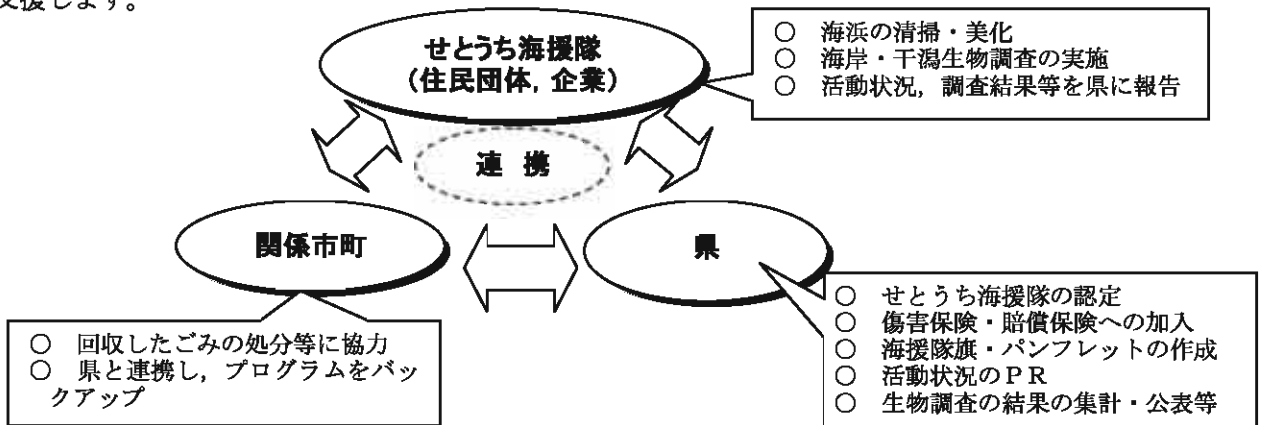
図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



資料：県環境保全課

イ せとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動状況のPR等、により支援します。



【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。(平成 25 年度末の認定団体：33 団体)

ウ モニタリング調査の普及 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について、現在の化学的な調査に加えて、生物の指標(干潟など浅海域における生物、植物、生息環境等)を考慮した手法を調査マニュアルにまとめ、地域住民を主体としたモニタリング調査等の普及・啓発を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】地域住民の生物調査等を支援するとともに、海岸・干潟生物調査マニュアルを活用したモニタリング調査の普及を図る。

エ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行います。

【平成 25 年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【平成 26 年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：排水規制等の実施 (P45)、下水道の整備促進 (P43)、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P43)、浄化槽の整備促進等 (P44)、水産基盤整備事業 (P78)、放置艇の規制 (P78)、港湾環境整備事業 (P79)

第5章 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

【目指す姿】

- ▣ 環境学習が充実しており、誰もが環境に配慮した行動をとり、また地域の一員として地域活動やボランティア活動に積極的に参画しています。
- ▣ 全ての産業が環境に配慮した事業活動を展開しています。
- ▣ 県内ものづくり産業の持つ技術力や地域資源を活用した環境関連技術・製品開発が進展しています。

第1節 エコ活動を実践する人づくり

1 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開

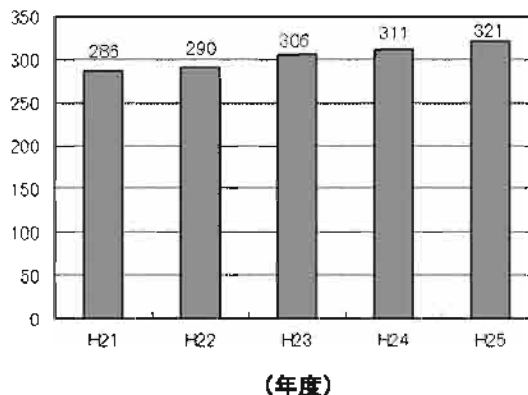
【現状と課題】

社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組の充実、そのための指導者の育成、拠点整備などを行う必要があります。

平成20年の学習指導要領の改訂でも、「環境教育」を「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成23年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間において、環境をテーマとした学習が約86%の公立小学校と約30%の公立中学校において実施されています。

県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動に対し、適切な指導、助言を行うことができる「環境保全アドバイザー¹」等を育成しています。

(人) 図表 5-1-1 環境保全アドバイザー登録者数



資料：県環境政策課

¹ 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあり、日常における県民の自主的かつ積極的な取組を促進する必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供を行うとともに、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、「環境保全アドバイザー」の派遣などによる環境保全活動の拡大に向けた支援を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

また、県では産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
子どもエコクラブメンバー数	人	972	2,457	増加を図る	H27
県が認証したNPO法人数(環境保全関係)	団体	53	67	86	
せとうち海援隊認定団体数		33	33	増加を図る	

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア スクールエコ活動「見える化」支援事業 [環境政策課]

子どもたちに、自分たちの行動と環境との関わりに気づいてもらい、家庭での取組につなげてもらうため、学校において、電力監視装置（省エネナビ）を活用した環境学習のモデルを創出し、各学校での取組内容等について各市町への情報提供や県ホームページ等での情報発信を実施しました（平成25年度をもって事業終了）。

【平成25年度実績】各市町と連携し、小中学校への電力監視装置（省エネナビ）の設置補助や省エネ学習の支援を実施し、その取組内容等について情報発信を実施。

イ 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】環境問題やエネルギー等をテーマとした講演会を開催。

ウ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰します。

【平成25年度実績】

〈受賞者〉

- 栢村 隆志（神石高原町）

- かんきょう会議浮城（三原市）
- 堂々川ホテル同好会（福山市）

【平成 26 年度内容】

〈受賞者及び活動内容〉

- 小川 勲（府中市）

（一社）広島県資源循環協会において、不法投棄廃棄物の撤去清掃，不法投棄撲滅啓発活動，廃棄物の適正処理&3Rの活動を率先して行うほか，（公社）全国産業廃棄物連合会リサイクル委員会で新技術の調査検討を行う等，技術の発展に尽力している。

また，（NPO）広島循環型社会推進機構において，産学官連携による広島県発のリサイクル技術の開発を行うとともに，環境美化活動への参加，JICA 研修の受入，大学や地域団体での講演など継続した啓発活動を行っている。

- 中川平介（東広島市）

広島県環境影響評価技術審査会において，平成 11 年の設立当初から環境アセスメントの技術的審査を総括するとともに，住民意見の反映など住民参加を促し，制度の運営について，先駆的かつ主導的役割を果たしてきた。

また，JICA 研修で，閉鎖性水域の管理の在り方等について専門的な講義を行い，各種の講座で水産物や環境に関する講義を行うなど，環境保全に対する意識の向上に貢献している。

- 大乘自然環境を守る会（竹原市）

平成 17 年の設立以降，不法投棄の監視パトロールを 108 回実施し，計 13,815 kg の不法投棄物を回収した。活動は地元地区にとどまらず，大乘川水源付近の環境保全のために，町域・市域を越えて他地域と合同でパトロールを実施し，広域的な自然環境の保全に貢献している。

また，休耕地で蕎麦を育て，食するまでの体験を通して，自然を大切にす機運を高める活動を行っている。

エ こどもエコクラブの支援 【環境政策課】

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について，地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう，市町の協力を得て，支援情報を提供していきます。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は，49 団体のこどもエコクラブのメンバー2,457 人による活動を実施。平成 26 年度も，こどもエコクラブへの適切な情報提供に努めるなど，活動の活発化を推進。

オ 県立大学での教育 【学事課】

県立広島大学で環境教育に関する科目をカリキュラムに取り入れることにより，環境技術と環境マインドをもった人材の育成に取り組んでいます。

【平成 25 年度実績】環境に関する授業科目を開講し，環境問題に対して深い関心と理解を持って積極的に解決に取り組む人材を育成。また，環境学関連の実験・演習科目である「環境学実験」，「分析化学実験」，「環境科学演習」などを開講するとともに，環境関連の資格取得を促進し，学生の環境技術の修得と環境マインドの育成を支援。

【平成 26 年度内容】環境に関する授業科目を開講し，環境問題に対して深い関心と理解を持って積極的に解決に取り組む人材を育成。また，環境問題解決に必要な知識と技能の修得を図るため，環境学関

連の実験・演習科目として「環境学実験」、「分析化学実験」、「環境科学演習」などを開講するとともに、学生の環境関連の資格取得を促進。

カ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発します。

【平成 25 年度実績】三原市立幸崎小学校で漁協等が開催した水産教室を計 4 回支援。

【平成 26 年度内容】計 3 回の支援を予定。

キ グリーン・ツーリズムの推進 [農業担い手支援課]

農山漁村で育まれた自然・景観・文化・歴史等のストックを生かしたグリーン・ツーリズムは、中山間地域の活性化や、都市と農山漁村の相互理解促進の重要な施策として積極的な推進が求められています。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】グリーン・ツーリズムの自発的な取組を支援するため、ホームページを活用し、広く県民に情報を提供。

ク 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

緑化意識の普及啓発や緑化技術の向上を図るため、県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行います。また、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に向いて緑化研修や自然体験学習を行います。さらに、みどりについての健康診断や病害虫防除等の緑化相談等も実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は緑化研修 55 回、緑の学校 32 回、緑化相談 532 件を実施。

ケ 指導指針の提示 [義務教育指導課]

学校における環境教育が適切に実施されるように、広島県教育資料や教育委員会のホームページ等に指導指針を提示します。

【平成 25 年度実績】「平成 25・26 年度環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）推進事業」（文部科学省）の指定校である江田島市立三高小学校における取組の成果や、県内の他の先進事例を教育委員会のホームページに掲載し、学校の取組を支援。

【平成 26 年度内容】「平成 25・26 年度環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）推進事業」（文部科学省）の指定校である江田島市立三高小学校の取組の支援を行い、県内の他の先進事例を教育委員会のホームページ等で引き続き紹介。

コ 教員研修の推進 [教職員課・義務教育指導課]

児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】初任者及び 10 年経験者を対象に、環境教育をテーマとした講座を実施。平成 25 年度は、環境教育リーダー研修へ参加。

サ 自然環境教育支援プログラムの開発・提供 [生涯学習課]

福山少年自然の家では、学校等の自然環境教育を支援・推進し、次代を担う子どもたちに、環境の大

切さや、かけがえのない生命の営みを学習していくプログラムを開発・提供します。また、主催事業では、小・中学生を対象とした自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の事業を実施します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】自然観察プログラムの開発及び過去に開発したプログラムの活用を行うとともに、教員等を対象とした体験活動指導者研修の実施により、指導者育成・啓発に努める。

※ 関連事業：県民運動の支援 (P10)、ひろしまの森づくり事業 (P16)、せとうち海援隊支援事業 (P80)、環境月間行事の実施 (P87)

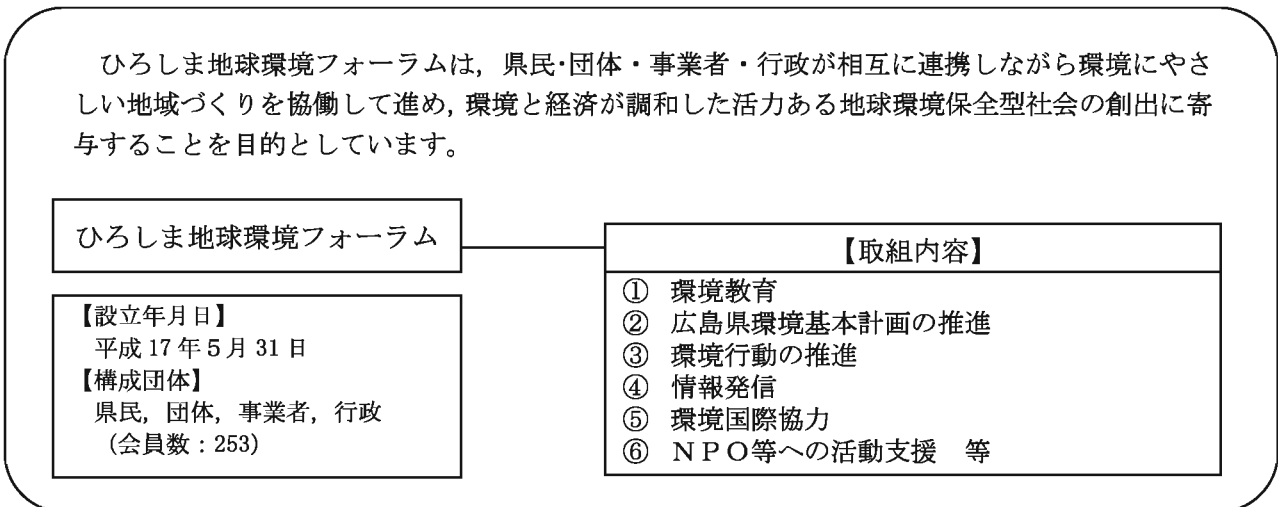
(2) 多様な主体との連携・協働

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の 253 会員（平成 26 年 5 月末）で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会 (UE-net: ゆいねっと)」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】「大学環境ネットワーク協議会 (UE-net: ゆいねっと)」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

ウ ひろしまアダプト活動支援事業 (マイロードシステム・ラブリバー制度) [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体 (マイロード認定団体・ラブリバー認定団体) として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援します。

【平成 25 年度実績】マイロード認定団体は、新たに 18 (総計 500) の団体を認定し、19,544 人の参加を得て延長 515.9km の道路清掃等を実施。

2 アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

ラブリバー認定団体は、新たに19（総計301）団体を認定し、11,586人の参加を得て225.2kmの河川清掃等を実施。

【平成26年度内容】奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を行い、アダプト活動の拡大・充実を図る。

エ 河川清掃等業務委託事業〔道路河川管理課〕

県が管理する河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】清掃活動等を実施。平成25年度は321団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」〔道路河川管理課〕

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】約21,000人が参加し、清掃活動を実施。

※ 関連事業：県民運動の支援（P10）、せとうち海援隊支援事業（P80）

2 環境情報の迅速かつ的確な発信

【現状と課題】

県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んできましたが、実際の行動には、まだ十分結びついていない状況にあるため、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進する必要があります。

また、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
環境ホームページデータ量	メガバイト	3,000	—	増加を図る	H27
環境ホームページアクセス件数	件	83,514	1,289,365 ※H24から 計測方法変更		

【取組状況】

ア 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」及び6月の「環境月間」を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施します。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】

区分	開催日時	開催場所	参加者
平成 25 年度	平成 25 年 6 月 2 日 (日) 10:00~16:00	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等
平成 26 年度	平成 26 年 6 月 8 日 (日) 10:00~16:00	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等

≪環境月間ポスター≫

子ども達に、ポスターの作成を通して環境への関心と環境保全について理解と認識を深めてもらうため、環境月間ポスターを募集しています。

【平成 25 年度内容】 応募数：小学生の部 399 点，中学生の部 445 点，高校生の部 95 点。

【平成 26 年度内容】 応募数：小学生の部 440 点，中学生の部 208 点，高校生の部 56 点。



小学生の部 特選 「エコするといい気分」
広島市立可部小学校 4 年 池村 萌々子



中学生の部 特選 「ゴミを捨てるな」
福山市立城南中学校 3 年 小林 和矢

3 環境の日、環境月間：1972 年 6 月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において 6 月 5 日を「環境の日」と定め、また 6 月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。



高校生の部 特選 「夏の暑さを快適に過ごそう」
銀河学院高等学校2年 木村 舞佳

イ 「エコひろしま」の運営 【環境保全課】

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行います。

【平成25年度実績・平成26年度内容】「エコひろしま」(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eeco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

ウ 環境学習教材の充実 【環境政策課】

「エコひろしま」を活用し、県民が求める環境学習情報を迅速かつ的確に提供。また、貸出用の教材を最新版に更新し、県民の利用を促進。

【平成25年度実績・平成26年度内容】環境学習教材の貸出を実施。

第2節 環境配慮の仕組みづくり

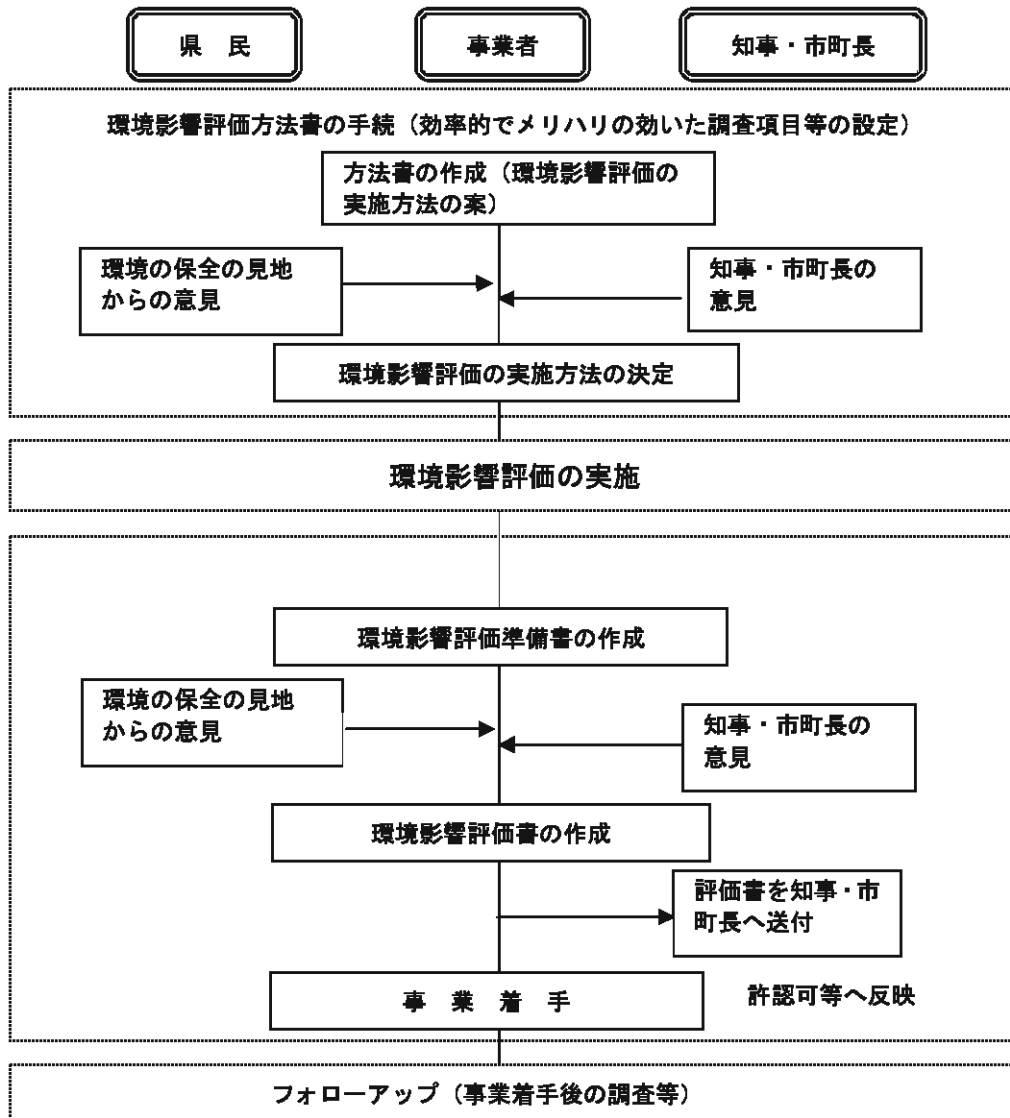
1 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

【現状と課題】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。平成11年6月に全面施行された「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえた見直しが行われ、事業の計画段階における環境影響評価手続（戦略的環境アセスメント）の実施や、方法書段階での説明会の義務化などが規定されています。（平成25年4月1日完全施行）

図表 5-2-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

4 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【取組状況】

(1) 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導します。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査します。

【平成 25 年度実績】竹原市において設備の設置が計画されている火力発電所について法に基づく準備書・評価書手続を実施。

東広島市において設備の設置が計画されている一般廃棄物焼却施設について条例に基づく方法書手続を実施。

手続終了後の事業に対する事後調査については、福山リサイクル発電など 10 件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。(公有水面の埋立 11 件、都市計画区域の開発行為等 9 件)

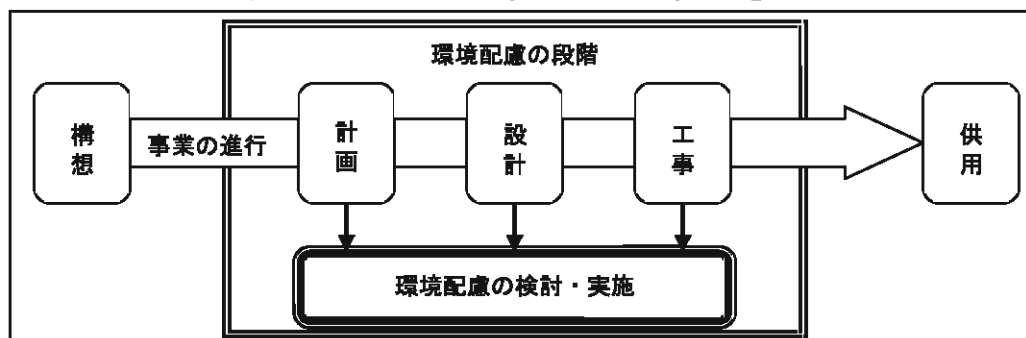
【平成 26 年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(2) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めます。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-2-2 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成。(平成 25 年度実績：大・中規模事業 35 件)

2 優れた景観等の保全と創造（再掲）

※ 第3章 第3節「2 優れた景観等の保全と創造」(P66～68)

3 県民・事業者による環境負荷の低減

【現状と課題】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められています。そのため、中小企業向け環境マネジメントシステム⁵であるISO14005⁶、エコアクション21⁷やISO14001の認証取得の促進を図っています。

図表 5-2-3 県内中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認証取得事業所数	35	46	45	8	11	8
累 計	66	112	157	165	176	162

資料：県環境政策課

【環境の状態等を測る指標】

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数	件	112	162	400	H27

【取組状況】

ア エコアクション21・ISO14005 認証取得の促進

(ア) エコアクション21・ISO14005 導入促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に中小企業向け環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】普及啓発セミナーを開催。

(イ) エコアクション21・ISO14005 取得支援（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

エコアクション21・ISO14005の審査・認証・登録に要する費用の一部を助成します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は 5 事業者の認証取得費用の一部を助成。

5 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。

6 ISO14001、ISO14005：「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）が正式名称、1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。ISO14005は、ISO14001へのステップアップとして、段階的に取得できるマネジメントシステムで2010年に発行された。

7 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

イ 融資制度等による支援

(ア) 設備貸与制度 [経営革新課]

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者及び創業者が経営基盤の強化を図るために公害防止設備を導入する場合、設備貸与を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】貸与条件は次のとおり。(平成 25 年度は実績なし。)

図表 5-2-4 貸与条件 (平成 26 年 4 月 1 日)

貸与限度額	8,000 万円
貸与利率	年 1.7%
償還期間	12 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

資料：県経営革新課

(イ) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】貸付条件は次のとおり。(平成 25 年度は実績なし。)

図表 5-2-5 貸付条件 (平成 26 年 4 月 1 日)

区分	一般の高度化事業	共同公害防止事業
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の 80% 以内	
貸付利率	年 0.75%	無利子
償還期間	20 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	

資料：県経営革新課

(ウ) 農業近代化資金制度 [農業担い手支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行います。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】融資条件は次のとおり。(平成 25 年度は実績なし。)

図表 5-2-6 融資条件 (平成 26 年 4 月 1 日)

貸付限度額	個人：1,800 万円，法人 2 億円，農協等 15 億円 (所要資金の 80% 以内) [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800 万円，法人 3,600 万円 (所要資金の 100% 以内)
貸付利率	年 1.0% [認定農業者の特例の場合] 年 0.40~0.85%
償還期間	15 年以内 (うち据置期間 3 年以内) [認定農業者の特例の場合] 15 年以内 (うち据置期間 7 年以内)

資料：県農業担い手支援課

ウ 県産材消費拡大支援事業 【県産材住宅支援】 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した一戸建て住宅を新築する場合に、その金額の一部を助成します。

【平成 25 年度実績】一戸あたり 25 万円を 399 戸に対して助成。

【平成 26 年度内容】一戸あたり 25 万円を助成予定。

4 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「県地球温暖化対策実行計画」(H24～27)、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

平成25年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは前年度と比べて1.5%減少しました。

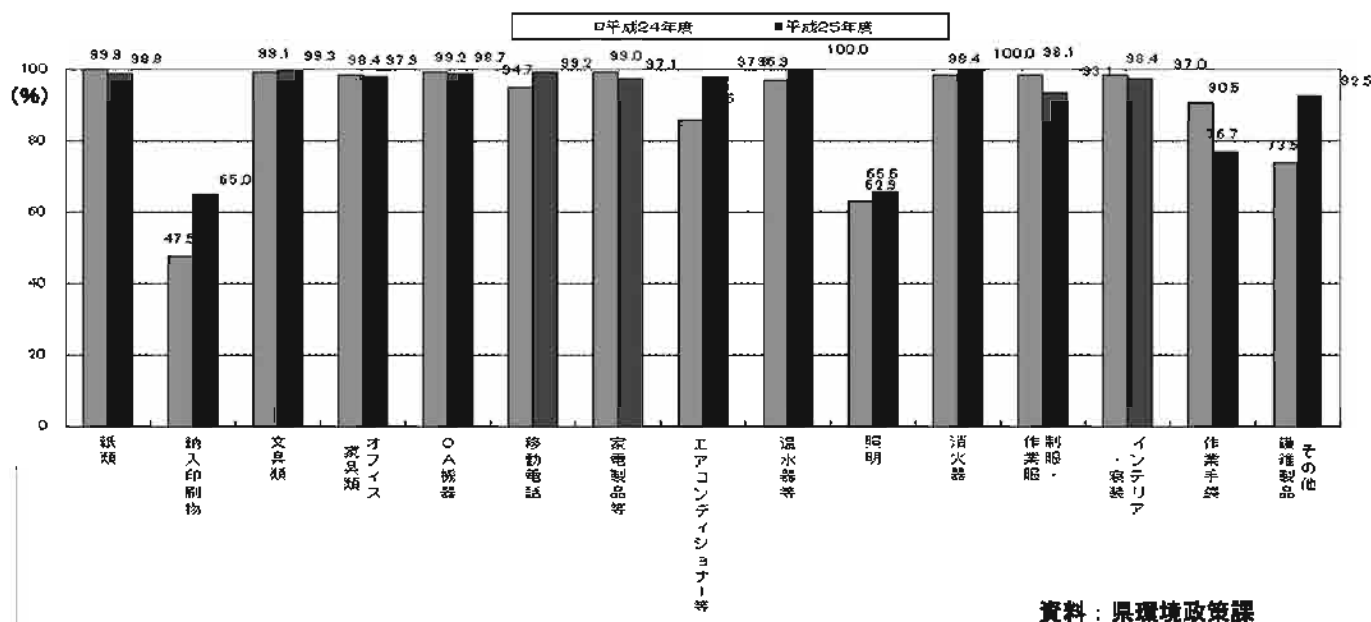
また、平成25年度のグリーン購入の調達実績は、10分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

図表 5-2-7 県地球温暖化対策実行計画

項目	単位	基準年度 (平成23年度)	平成25年度(速報値)		【参考】 目標 (平成27年度)
				基準年度比	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	42,433	41,051	96.7%	40,736

資料：県環境政策課

図表 5-2-8 グリーン購入調達実績



8 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
(参考：県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度 設定 なし
グリーン購入調達率	%	98.8	96.8	100	

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】公用車の燃費、庁舎の電気使用量等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。

イ 県庁舎屋上緑化モデル事業 [財産管理課]

ヒートアイランド現象の緩和、建物温度の軽減等、省エネルギー・環境改善効果が高いとされる「屋上緑化」を、平成15年度から県庁舎北館屋上へ試行的に導入しています。

【平成25年度実績・平成26年度内容】屋上緑化の管理。

ウ 太田川流域下水道建設事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

この発電設備は、下水道普及率の向上による消化ガスの増加に併せて順次、増設を計画しています。

【平成25年度実績・平成26年度内容】消化ガス発電により、平成25年度は2,921千kWhを発電し、約1,900トンの二酸化炭素排出量を削減。

エ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [水道課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【平成25年度実績】沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、2,039kWhを発電し、約1.5トンの二酸化炭素排出量を削減。また、沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、334,224kWhを発電し、約247.0トンの二酸化炭素排出量を削減。

【平成26年度内容】引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

オ 芦田川流域下水道建設事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を建設します。

【平成25年度実績】汚泥固形燃料化事業（DBO方式により施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate

(運営)を一括発注)の入札手続きを開始。

【平成 26 年度内容】汚泥固形燃料化施設の設計施工に着手。

カ 県立広島病院天然ガスコージェネレーション設置事業 [県立病院課]

発電効率の高い天然ガスマラーサイクルガスエンジンコージェネレーションシステムを設置し、発電することで、商用電力の電力負荷平準化を行っています。さらに、排熱を既設の蒸気ヘッダーに投入し、蒸気ボイラー用燃料の削減を図ることで、二酸化炭素や硫黄酸化物排出量を削減します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】天然ガスコージェネレーションシステムにより、二酸化炭素や硫黄酸化物の排出量を削減。(平成 25 年度:835.7MWh を発電し、190.4 トンの二酸化炭素及び 167.1kg の硫黄酸化物の排出量を削減。)

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車利用者等の取組の推進 (P38)

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】文具類、紙類など 21 分野 265 品目について調達具体的な判断基準を定めるとともに、16 分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P20)

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行います。

【平成 25 年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【平成 26 年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会と連携を図りながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

5 調査・研究の充実

【現状と課題】

産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

【取組状況】

(1) 調査研究の推進及び研究成果の利用促進

ア 総合技術研究所における主な研究 [研究開発課]

【平成 25 年度実績】

項目	研究内容	担当センター
低炭素社会の構築 特殊LED照明開発プロジェクト	工業分野だけでなく農水産分野も含めた多種多様な分野について、LEDの特性を生かした特殊用途向けの新製品開発に取り組みました。平成25年度は特殊照明装置の試作品2品を作成し、性能評価を実施。	東部工業技術センター 西部工業技術センター 農業技術センター 畜産技術センター 水産海洋技術センター
低炭素社会の構築 県内自動車関連製造業へのLCA導入に向けての研究	県内の自動車関連企業が、温室効果ガス排出量を算定する国際基準（Scope 3）に対応するため、部品群ごとのLCA（ライフサイクルアセスメント）データの算定モデルの構築に取り組みました。	保健環境センター

【平成 26 年度内容】

項目	研究内容	担当センター
低炭素社会の構築 特殊LED照明開発プロジェクト	工業分野だけでなく農水産分野も含めた多種多様な分野について、企業が取り組むLEDの特性を生かした特殊用途向けの新製品開発の支援に取り組みます。	東部工業技術センター 農業技術センター 畜産技術センター 水産海洋技術センター
低炭素社会の構築 県内自動車関連製造業へのLCA導入に向けての研究	県内の自動車関連企業が、温室効果ガス排出量を算定する国際基準（Scope 3）に対応するため、部品群ごとのLCA（ライフサイクルアセスメント）データの算定モデルの構築に取り組み、企業活動に伴う環境負荷の見える化や将来の削減につながる技術支援を行います。	保健環境センター

※用語解説

LCA：対象とする製品やサービスに関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などライフサイクル全体の環境影響を定量的に評価する手法

Scope 3：「世界資源研究所」と「持続可能な開発のための世界経済人会議」が定めた企業のサプライチェーンの温室効果ガス排出量算定・報告の国際基準

イ 県立大学における研究 [学事課]

行政、企業及び試験研究機関等と連携して、新たな技術を開発し、環境負荷の少ない製品やシステムを社会に普及していくことによって、環境への影響の低減を図ります。

【平成 25 年度実績】 地域の環境課題解決を重点課題の一つとし、生命環境学部附属フィールド科学教育研究センター内の環境工学実験棟などにおいて、他の試験研究機関と連携した研究を実施。また、県の研究機関とのマッチング協議などにより、地域連携センターと共同して産学官連携を推進し、行政及び地域の企業等との共同研究などを実施。

【平成 26 年度内容】 地域課題解決を図るため、生命環境学部附属フィールド科学教育研究センター内の環境工学実験棟などにおいて、社会や地域のニーズに対応した研究を推進し、その成果を地域に還元。また、地域連携センターと共同して産学官連携を推進し、行政及び地域の企業との共同研究や特許出願などを実施。

第3節 エコビジネスの振興

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成21年には72兆円に達しています。また、平成22年6月に策定された政府の「新成長戦略」では、我が国の強みを生かす成長分野として「環境・エネルギー分野」を掲げ、平成32年までに50兆円超の環境関連新規市場の創出を目標としています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。こうした本県の特性を踏まえ、実用的な技術開発や施設整備、販路開拓に対する支援等により、エコビジネスの育成・集積に向けた取組の推進が求められています。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
技術開発補助金採択件数	件	29	21	100※	H27
リサイクル製品登録数(累計)[再掲]		471	670	前年比10%増	設定なし

※H23年度～H27年度までの累積件数

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）地域資源・特性に応じた環境・エネルギー関連産業への支援

ア 環境浄化産業クラスター形成事業 [次世代産業課]

環境問題が深刻化する中国・インドネシア・ベトナム等のアジア地域での新事業展開などを促進するため、環境浄化産業クラスター形成に取り組みます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】 基盤・環境づくりへの支援、商談会等の開催、戦略的海外ビジネス活動への支援。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P20）、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P21）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業（P21）、循環型社会形成推進機能強化事業（P21）、びんごエコタウン推進事業（P23）

（2）企業等が有する環境技術等の海外展開

ア 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づ

き、研修等を実施します。

【平成 25 年度・平成 26 年度内容】研修員 3 名を受入れ、1 か月程度の研修を実施。また、四川省での環境関連分野に係る商談会の実施などにより、現地での技術協力を実施。平成 25 年度は日中関係の悪化のため中止。

2 リサイクル産業の集積・育成（再掲）

※ 第2章 第1節1「(3) リサイクル産業の集積・育成」(P23)

付1 第3次環境基本計画における目標・指標及びその進捗状況

第1章 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

第1節 省エネルギー対策の推進

項目		目標値・指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
産業・民生(業務) 部門対策	目標	二酸化炭素排出量 (産業)	—	—	—	エネルギー消費原単位を H19年度から13%改善	H32
		二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万t-CO ₂	465 (H19)	447 (H22)		
	指標	業務用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	393 (H20)	22,387	19,200	
		中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数	件	112	162	400	
運輸部門 対策	目標	二酸化炭素排出量 (運輸)	万t-CO ₂	696 (H19)	636 (H22)	530	H32
	指標	低公害車導入台数	万台	46	55※	176	H32
民生(家庭) 部門対策	目標	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万t-CO ₂	467 (H19)	498 (H22)	273	H32
	指標	住宅用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	6,795 (H20)	24,663	44,800	H32
		長期優良住宅の年間認定戸数	戸	1,054	2,102	2,250	H32
廃棄物 部門対策	目標	二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万t-CO ₂	50 (H19)	47 (H22)	45	H32
	指標	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	22,451 (H20)	23,331	61,300	
		廃棄物熱利用導入量		28,551 (H20)	—	110,300	

※平成24年3月末現在

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
太陽光発電導入量	kl (原油換算)	7,188	47,051	64,000	H32
太陽熱利用システム導入量		42,127	43,739	50,700	
バイオマス発電導入量		66,459	68,616	97,000	
バイオマス熱利用導入量		297,803	—	385,500	
廃棄物発電導入量		22,451	23,331	61,300	
廃棄物熱利用導入量		28,551	—	110,300	

第3節 森林吸収源対策の推進

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	209	213	216	H27

第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1節 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H24)	目標値	目標 年度
一般廃棄物排出量	万 t	95.3	91.6	85.8	H27
一般廃棄物再生利用量		20.4	18.8	20.9	
一般廃棄物再生利用率	%	21.4	20.0	24.4	
一般廃棄物最終処分量	万 t	11.0	11.7	9.5	
産業廃棄物排出量		1,396	1,422	1,502	
産業廃棄物再生利用量		1,001	1,059	1,081	
産業廃棄物再生利用率		%	71.7	74.5	
産業廃棄物最終処分量	万 t	53	51	50	
リサイクル製品登録数(累計)	件	471(H21)	670(H25)	前年比 10%増	設定なし

第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H24)	目標値	目標 年度
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	5	4	0	設定 なし
産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	6.4	8.7 (H22)	最終処分量の 10年以上を確保	

第3章 広島の良いな「地域環境の保全」

第1節 良いな大気環境の確保・健全な水循環等の確保

指標項目(内容)		単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
良好な大気 環境の確保	環境基準達成率:二酸化窒素	%	100	100	100	H27
	環境基準達成率:浮遊粒子状物質		100	100	100	
	環境基準達成率:ベンゼン		100	100	100	
	環境基準達成率:ジクロロメタン		100	100	100	
健全な水循環の確保	環境基準達成率:河川BOD	%	90.2	92.7	達成率の 向上を図る	設定 なし
	環境基準達成率:海域COD		35.7	50.0		
	環境基準達成率:海域全窒素		88.9	100		
	環境基準達成率:海域全りん	100	100	100	H27	
	環境基準達成率:地下水	86.7	84.9	達成率の 向上を図る	設定 なし	
	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):生活系COD	t/日	21(H20)	19(H24)	次期総量削減 計画に定める	H26 (予定)
	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):産業系COD		30(H20)	23(H24)		
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域):その他COD	6(H20)		6(H24)			
汚水処理人口普及率	%	81.3	84.4 (速報値)	83.9	H25	
騒音・振動、悪臭の 防止	環境基準達成率:一般地域における騒音	%	88.3	86.7	達成率の 向上を図る	設定 なし
	環境基準達成率:道路に面する地域における騒音		57.7	73.6		
	環境基準達成率:航空機騒音		100	100	100	H27
	環境基準達成率:新幹線鉄道騒音		75.0	63.6	達成率の 向上を図る	設定 なし
環境汚染 対策への 対応	水質事故発生件数	件	182	180	現状より 減少させる	設定 なし

第2節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

指標項目(内容)		単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
把握及び排出抑制の推進	ダイオキシン類環境基準達成率:大気	%	100	100	100	H27
	ダイオキシン類環境基準達成率:公共用水域		100	100	100	
	ダイオキシン類環境基準達成率:土壌		100	100	100	
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届け出排出量:大気	t/年	7,092 (H20)	6,348(H24)	排出量の削減を図る	設定なし
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届け出排出量:公共用水域		228(H20)	320(H24)		
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届け出排出量:埋立処分		2,998 (H20)	2,634(H24)		

第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818	818		
自然公園面積		37,853	37,853		
1人当たり都市公園等面積	m ² /人	10.81(H20)	11.3(H24)	設定なし	
森林ボランティア参加数	人	56,000	65,600	70,000	H27
景観計画策定市町数	市町	3	5	増加を図る	設定なし

第4章 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
鳥獣保護区面積	ha	62,898	59,647	58,602	H28
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	2,000(H24)	3,000	H29
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4(H21) 38(H20) 7(H19)	32*	78頭以内*	H29
イノシシ年間捕獲頭数		17,643	21,806 (H24)	20,000	
ニホンジカ年間捕獲頭数		4,808	7,816 (H24)	8,000	

※特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画に定める除去頭数の上限値(広島県, 島根県, 山口県の合計)

第2節 自然資源の持続可能な利用

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
県自然環境保全地域面積[再掲]	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積[再掲]		818	818		
自然公園面積[再掲]		37,853	37,853		
自然公園利用者数	千人	7,343	8,645	7,500	
1人当たり都市公園等面積[再掲]	m ² /人	10.81(H20)	11.3(H24)	設定なし	
野外レクリエーション施設利用者数	千人	662	701	700	H27
自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	現状を維持	
森林ボランティア参加数[再掲]	人	56,000	65,600	70,000	
藻場面積	ha	1,840(H4) 1,842(H10)	—	1,848.5	H27
藻場面積(藻場造成・移植) (尾道糸崎港貝野地区)		0.95	0.95	0.95	
干潟面積		1,068(H10)	—	設定なし	
干潟面積(人工干潟) (尾道糸崎港浦崎地区:9.6ha) (広島五日市地区:24.0ha)		33.6	33.6	33.6	H27

第5章 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

第1節 エコ活動を実践する人づくり

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
こどもエコクラブメンバー数	人	972	2,457	増加を図る	H27
県が認証したNPO法人数 (環境保全関係)	団体	53	67	86	
せとうち海援隊認定団体数		33	33	増加を図る	
環境ホームページデータ量	メガバイト	3,000	—	増加を図る	H27
環境ホームページアクセス件数	件	83,514	1,289,365 ※H24 から かつ外方法変更		

第2節 環境配慮の仕組みづくり

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数	件	112	162	400	H27
グリーン購入調達率	%	98.8	96.8	100	設定 なし

第3節 エコビジネスの振興

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
技術開発補助金採択件数	件	29	21	100※	H27
リサイクル製品登録数(累計)[再掲]		471	670	前年比10%増	設定なし

※H23年度～H27年度までの累積件数

付2 環境関連事業費

第2部に掲載している県の環境施策について、項目ごとの合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項 目	H25当初予算	H26当初予算
第1章 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」		
第1節 省エネルギー対策の推進		
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進	272,324	195,631
第2節 再生可能エネルギーの導入促進		
1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進	654,591	1,147,355
第3節 森林吸収源対策の推進		
1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保	4,736,969	4,013,578
第2章 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」		
第1節 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進		
1 循環型社会の実現	597,120	695,396
2 一般廃棄物の3Rの推進	6,150	6,150
3 産業廃棄物の3Rの推進	※ 1,068,849	※ 1,236,090
第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策		
1 一般廃棄物の適正処理	15,515	17,072
2 産業廃棄物の適正処理	※ 232,323	※ 354,199
3 廃棄物不法投棄防止対策	96,075	99,660
第3章 広島の良い「地域環境の保全」		
第1節 良好な大気環境の確保・健全な水循環等の確保		
1 良好な大気環境の確保	※ 32,062,836	※ 29,690,028
2 健全な水循環の確保	※ 7,573,203	※ 7,881,995
3 騒音・振動, 悪臭の防止	29,017	27,838
4 県・市町・企業による環境保全対策	※ 1,769	※ 1,665
5 環境汚染事案への対応	※ 15,534	※
第2節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進	38,235	37,785
2 土壌汚染対策の円滑な推進	881	794
第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全		
1 身近な生活環境の保全	※ 30,793,224	※ 28,873,656
2 優れた景観等の保全と創造	※ 328,606	※ 420,140
第4章 広島の豊かな「生物多様性の保全」		
第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護		
1 生物多様性の保全	※ 28,469,638	※ 26,262,055
第2節 自然資源の持続可能な利用		
1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進	※ 476,954	※ 493,151
2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進	1,604	1,687
第5章 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」		
第1節 エコ活動を実践する人づくり		
1 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開	※ 3,342,032	※ 3,332,068
2 環境情報の迅速かつ的確な発信	392	350
第2節 環境配慮の仕組みづくり		
1 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進	584	561
2 優れた景観等の保全と創造【再掲】	※ 328,606	※ 420,140
3 県民・事業者による環境負荷の低減	※ 668,986	※ 870,628
4 県自らの率先行動	※ 102,327	※ 112,351
5 調査・研究の充実	※ 3,327,002	※ 3,322,738
第3節 エコビジネスの振興		
1 環境・エネルギー関連産業の育成	77,130	75,543
2 リサイクル産業の集積・育成【再掲】	212,247	211,424

注1) 環境関連事業とそれ以外の事業をまとめて予算措置している場合や、他の項目にも関連予算を計上している場合は、※印を付しています。

注2) 農業近代化資金制度、設備貸与制度については、予算額の欄に、合計の貸付枠を記しています。

付3 県・市町の環境行政組織(平成26年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2931
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自 然 環 境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 業務第二課 (浄化槽)	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 業務第二課 082-504-2223 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境管理課	環境政策課 環境業務課 環境施設課 環境管理課 (浄化槽)	環境政策課 公園緑地課 農林振興課 水産振興課	環境政策課 呉市中央 4-1-6 環境管理課 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境管理課 0823-25-3551	環境政策課 0823-32-1621 環境管理課 0823-25-9752
竹原市	まちづくり推進課	まちづくり推進課	産業振興課 まちづくり推進課	竹原市中央 5-1-35	まちづくり推進課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579
三原市	環境管理課 生活環境課	環境管理課 (廃棄物) 生活環境課 (浄化槽)	生活環境課 都市計画課	環境管理課 三原市宮沖 5-5-10 生活環境課 三原市港町 3-5-1 都市計画課 三原市円一町 2-3-4	環境管理課 0848-63-1210 生活環境課 0848-67-6194 都市計画課 0848-67-6113	環境管理課 0848-67-6069 生活環境課 0848-67-6164 都市計画課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 (浄化槽) 清掃事務所 (一般廃棄物)	農林水産課 環境政策課	環境政策課, 農林水産課, 下水道課 尾道市久保 1-15-1 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-38-9232 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 下水道課 0848-37-2740 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境保全課 (浄化槽)	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 (一般廃棄物) 084-928-1073 (産業廃棄物) 084-928-1168	084-927-7021
府中市	整美保全課	環境整備課	—	整美保全課 府中市府川町 315 環境整備課 府中市鶴飼町 74-2	整美保全課 0847-43-7237 環境整備課 0847-43-9222	整美保全課 0847-46-1535 環境整備課 0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6136 (廃棄物) 0824-66-3449	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6397 (廃棄物) 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 (廃棄物) 下水道課 (浄化槽)	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-73-3322
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセ ンター (廃棄物) 環境整備課 (浄化槽)	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課, 産業振興課, 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンタ ー 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセ ンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-7130 環境整備課 リサイクルセ ンター 0827-52-5180 産業振興課 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	環境対策課 温暖化対策室	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境対策課 (浄化槽)	農林水産課	環境対策課, 温暖化対策室, 廃棄物対策課, 農林水産課 東広島市西条栄町 8-29	環境対策課 082-420-0928 温暖化対策室 082-420-0406 廃棄物対策課 082-420-0926 農林水産課 082-420-0939	環境対策課 温暖化対策室 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 農林水産課 082-422-5144
廿日市市	環境政策課	廃棄物対策課	農林水産課 環境政策課	農林水産課, 環境政策課, 廃棄物対策課 廿日市市下平良 1-11-1	農林水産課 0829-30-9148 環境政策課 0829-30-9147 廃棄物対策課 0829-30-9133	農林水産課 環境政策課 廃棄物対策課 0829-31-0999
安芸高田市	環境生活課 管理課	環境生活課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	環境生活課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 上下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	環境生活課 管理課 上下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	環境課	環境課	農林水産課 都市整備課 環境課	江田島市能美町中町 4859-9	農林水産課 0823-40-2770 都市整備課 0823-40-2773 環境課 0823-40-2768	0823-45-2265
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3247	082-286-4022
海田町	生活安全課	生活安全課	生活安全課	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9208	082-823-7927
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	住民生活課	住民生活課	住民生活課	山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	0826-28-2116	0826-28-1622

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
北広島町	町民課	町民課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林課	山県郡北広島町有田 1234	町民課 050-5812-1854 上下水道課 050-5812-1861 農林課 050-5812-1857	0826-72-5242
大崎上島町	保健衛生課	保健衛生課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	保健衛生課	保健衛生課 豊田郡大崎上島町木江 4968 上下水道課 豊田郡大崎上島町中野 2067-1	保健衛生課 0846-62-0303 上下水道課 0846-64-3513	保健衛生課 0846-62-0304 上下水道課 0846-64-3514
世羅町	環境整備課	環境整備課	環境整備課 産業振興課	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	環境整備課 0847-22-4513 産業振興課 0847-22-5304	環境整備課 0847-22-2768 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	神石郡神石高原町小島 2025	0847-89-3336	0847-85-3394

(環境用語索引)

－ あ行 －

ISO14001, ISO14005	92
赤潮	39
アスベスト	58
アダプト活動	86
RDF	13, 23
安定型最終処分場	27
エコアクション 21	7, 92
エコドライブ(環境に配慮した運転)	9, 38
FM林	15
LED	8
オゾン層	58
汚濁負荷量	39

－ か行 －

カーボン・オフセット	7
環境影響評価	90
環境基準	33
環境の日, 環境月間	88
環境保全アドバイザー	82
環境マネジメントシステム	92
管理型最終処分場	27
県グリーン購入方針	94
光化学オキシダント	33
公共用水域	39
交通需要マネジメント	37
環境リスク	59

－ さ行 －

里山	64
サーマルリサイクル	23
3R	18
COD	39
自然環境保全地域	16, 75
自然公園	75
自動車使用合理化	8, 36
臭気指数	51

－ た行 －

ダイオキシン類	58
第1種エネルギー管理指定工場	7
第2種エネルギー管理指定工場	7
地球温暖化防止地域協議会	11
長期優良住宅	10
低周波音(空気振動)	49
都市公園	64

－ な行 －

内部生産	39
------	----

－ は行 －

バイオマス	5
パーク&ライド	37
PRTR	57
BOD	39
ヒートアイランド	10
干潟	78
光ビーコン	37
広島県地球温暖化防止活動推進センター	11
VOC	36
富栄養化	39
不法投棄 110番	31
フロン	58
浮遊粒子状物質	34
PCB	29
保安林	16

－ ま行 －

マニフェスト	24
藻場	78

－ ら行 －

リスクコミュニケーション	59
--------------	----

平成26(2014)年版 環境白書

平成26(2014)年9月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-228-2111



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。